

磐田市
子ども・子育て支援事業計画（案）

平成27年1月
磐田市

目 次

第1章 計画策定にあたって

1 近年の国の少子化対策	1
2 策定の趣旨	1
3 計画の位置づけ	2
4 計画策定の方法	4

第2章 磐田市の現状と課題

1 磐田市の現状	5
2 現状から見える磐田市の課題	15

第3章 基本構想

1 基本目標	16
2 基本的な考え方	17
3 行動指針	18
4 行動計画の体系	19

第4章 行動計画

行動指針Ⅰ 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり	31
行動指針Ⅱ 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり	37
行動指針Ⅲ 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実（母子保健計画）	45
行動指針Ⅳ 健やかな成長を目指す幼児期から中学校までの保育・学校教育・社会教育の充実	50
行動指針Ⅴ 子育てに適した人に優しく温もりのあるまちを創るための環境の改善・整備	55
行動指針Ⅵ 特別な配慮を要する子ども・家庭への支援の充実	58
行動指針Ⅶ 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現	62

第5章 計画推進に向けて

1 事業計画の周知	64
2 事業の評価と行動計画の見直し	65
3 磐田市子ども・子育て会議	65

資料

1 提供区域ごとの教育・保育の量の見込み	66
2 子育てに関するアンケート調査の概要	70
3 磐田市子ども・子育て支援事業計画策定の組織	83
4 用語の解説	85

第1章 計画策定にあたって

1 近年の国の少子化対策

我が国の出生数は平成3年度以降、緩やかな減少傾向が続いており、平成17年度には合計特殊出生率が1.26と過去最低となりました。平成18年度に、少子化社会対策会議において「新しい少子化対策について」が決定され、平成19年度に同会議において取りまとめられた「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略では、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現」とともに、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時並行的に取り組んでいくことが不可欠であるとされました。

こうした中、平成24年8月に、「子ども・子育て関連3法*1」が成立し、子ども・子育て支援新制度の構築に向けて、本格的に準備が始まりました。

*1) 「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」

2 策定の趣旨

子育て支援は、子どもとその家族の幸せを実現すると同時に、将来の磐田市を担う大切な市民の育成にもつながるものです。本市では、平成17年度から平成26年度までの10年間にわたって「磐田市次世代育成支援行動計画」に基づく事業を推進してきました。しかしながら、就労環境や子どもと家庭をとりまく環境が変化し、結婚・出産・子育てに希望を持てなかったり、子育てに不安や負担を感じたりするなど、子育てをめぐる新たな課題が顕在化してきていることも事実です。このことは決して軽視できるものではなく、地域・社会をあげて子育て支援に取り組んでいく必要性があります。

本市では、「子育ては家庭から」という考えを第一義としながらも、「質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大」、「地域・社会における子育て支援」に向けた施策に市全体で取り組み、「子育てなら磐田」と誰もが実感できるようにしていくことが重要であると考えます。その具現化のための新たな一歩として「磐田市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

3 計画の位置づけ

(1) 計画の根拠

本事業計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項*1の規定に基づき策定するものです。同時に、次世代育成支援推進法に基づいて本市が定めた「磐田市次世代育成支援行動計画〔後期計画〕」を継承し、子ども・子育てのための支援を総合的に推進していくための計画として位置付けます。

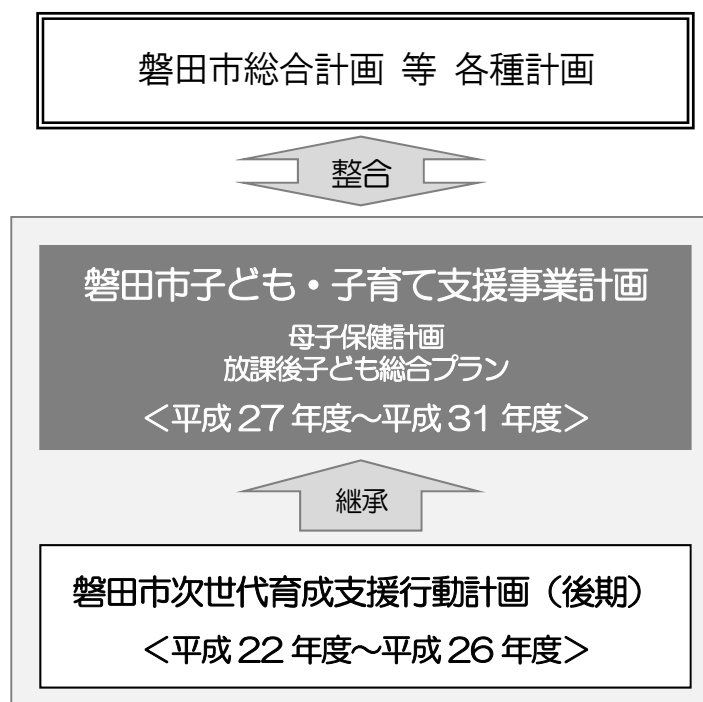
また、安心して子どもを産み、健やかに育てるためには、医療や福祉、教育等の諸施策との連携のもと、切れ目なく母子保健サービスが提供されることが重要であると考えます。本事業計画においては、「母子保健計画」を重要な柱の一つとして位置付けるとともに、母子保健の視点から必要と考える具体的な事業を計画全体に組み入れています。

なお、「放課後子ども総合プラン」についても、本事業計画が目指している「子どもを守り育てる」という視点で計画に盛り込むこととしました。

*1) 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画を定めるものとする

(2) 関連する計画

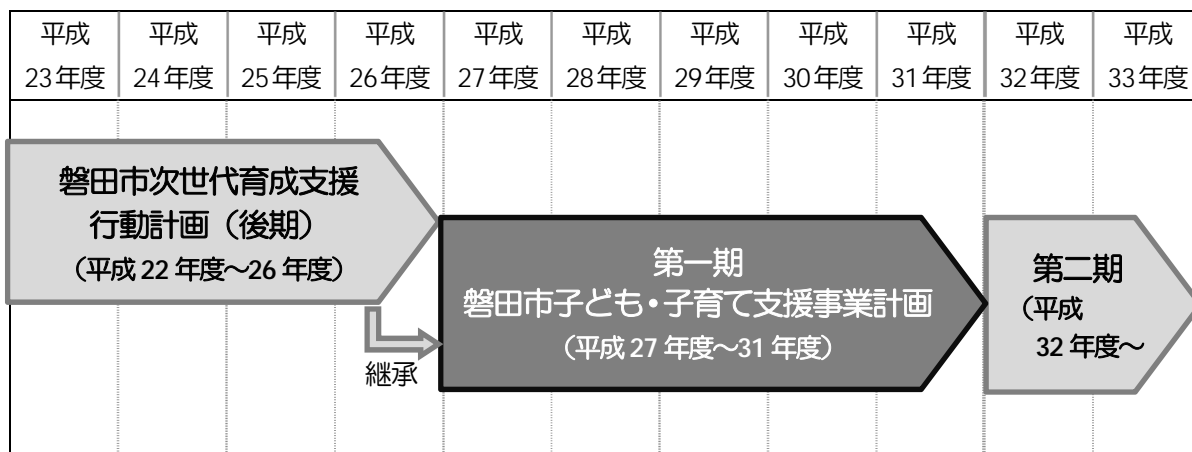
本事業計画は、これまで取り組みを進めてきた「磐田市次世代育成支援行動計画」の基本的な考え方を継承するとともに、「第1次磐田市総合計画」をはじめ「磐田市幼児教育振興計画」、「磐田市幼稚園・保育園再編計画」等の各種計画との整合を図り、保健、医療、福祉、教育、生活環境、就労環境（ワークライフバランス）、地域づくり等のさまざまな分野にわたり、総合的な展開を図っていきます。



(3) 計画の期間

本事業計画は、子ども・子育て支援法第60条に基づいて定められた基本指針に即し、平成27年度を初年度とし、平成31年度までの5年間で第一期の計画期間とします。

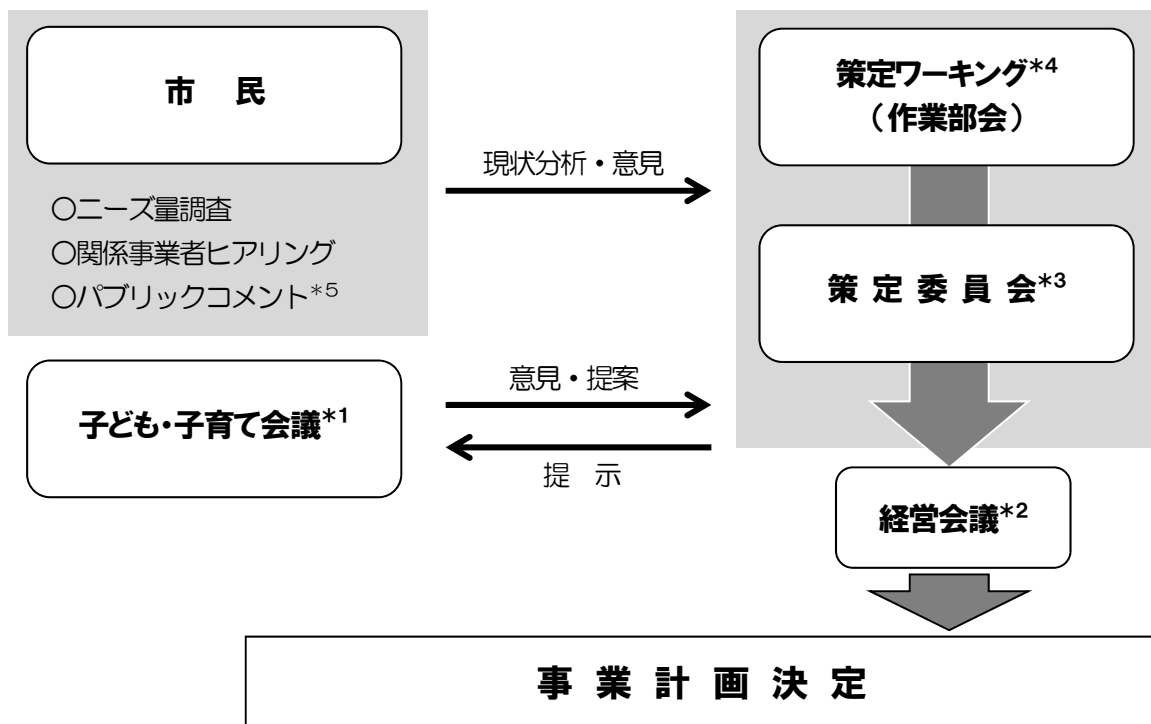
ただし、具体的な事業内容は、社会情勢や磐田市の子どもや子育て家庭を取り巻く状況に応じて見直しを行います。また、第一期（平成27年度～31年度）の計画の進捗状況を踏まえ、第二期（平成32年度～）の計画を策定していきます。



4 計画策定の方法

庁内において、策定委員会、策定ワーキングを組織し、「磐田市次世代育成支援行動計画」において実施された施策の評価、平成 25 年度に行ったニーズ量調査と支援事業の利用状況の分析、子育て関係事業者のヒアリング等をもとに事業計画の指針と行動計画の骨格を作成しました。

具体的な行動計画の策定にあたっては、保護者、学識経験者、事業所関係者等からなる「磐田市子ども・子育て会議」において幅広い視野で審議いただき、策定委員会ではこれらの意見を踏まえて計画（案）をまとめ、パブリックコメントを経て経営会議において決定しました。



* 1) 子ども・子育て会議：幼稚園・保育園の保護者の代表、企業、労働組合、私立幼稚園保育園園長の代表等により組織された市民の代表者 13 人で組織する会議。子ども・子育て支援法施行に合わせ、本事業計画を策定・進捗管理等をするための組織。

* 2) 経営会議：市政の基本方針に関する事項の審議の場。

＜構成員＞市長、副市長、教育長、総務部長、企画部長ほか

* 3) 策定委員会：磐田市役所内関係部課長で組織する計画策定作業を行う委員会。

* 4) 策定ワーキング：磐田市役所内関係グループ長等で組織する作業部会。細部に至る事業計画案を策定。

* 5) パブリックコメント：本計画案について市民の意見を聴取するための方法。

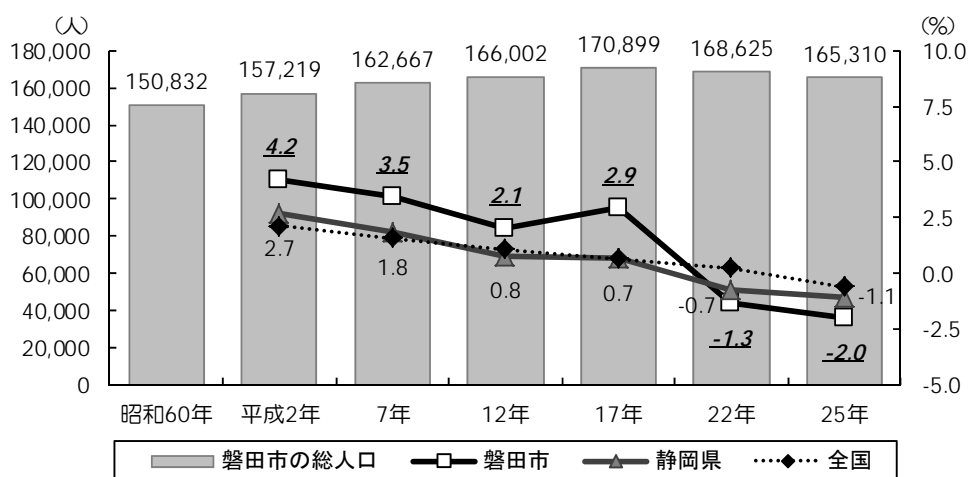
第2章 磐田市の現状と課題

1 磐田市の現状

(1) 本市における人口の状況

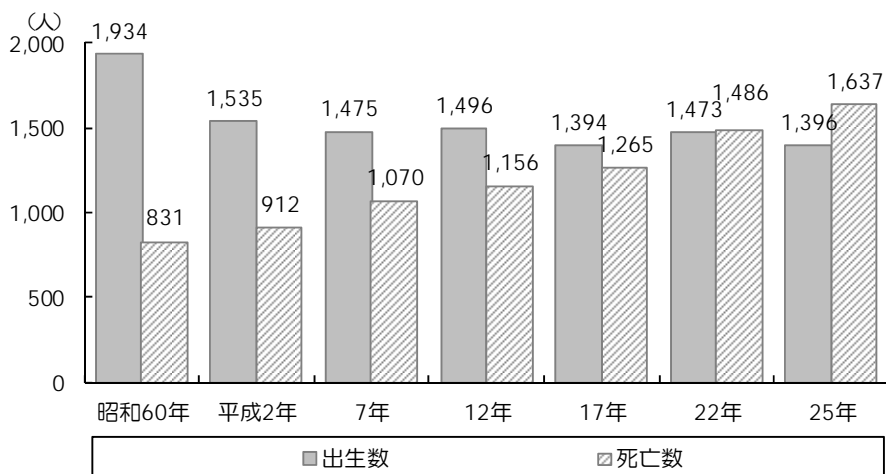
人口全体の推移

【図1】人口の推移と伸び率



【資料】昭和60年～平成22年：国勢調査、平成25年：住民基本台帳（9月30日現在）

【図2】自然動態



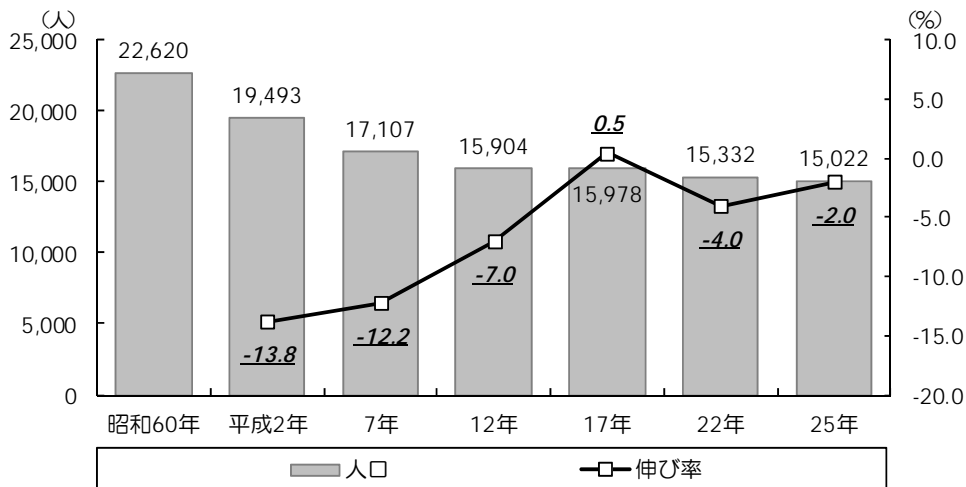
【資料】昭和60年～平成7年：静岡県統計年鑑、平成12年～22年：静岡県人口動態統計、平成25年：市民課届出件数

本市の人口は、昭和60年以降増加傾向にありましたが、平成17年をピークに減少に転じ、その後減少に歯止めがかかっていない状況です。

自然動態も、平成22年以降、死亡数が出生数を上回り、自然増はマイナスとなっています。

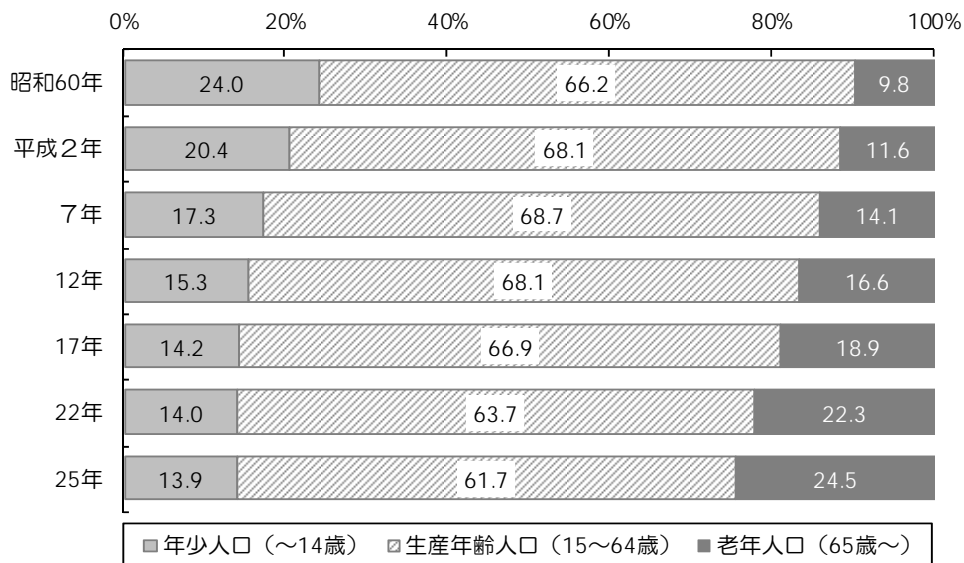
年齢別の人口の推移

【図3】0歳～9歳人口の推移と伸び率



【資料】昭和60年～平成22年：国勢調査、平成25年：住民基本台帳（9月30日現在）

【図4】年齢3区分別の人口の推移



【資料】昭和60年～平成22年：国勢調査、平成25年：住民基本台帳（9月30日現在）

0歳～9歳人口の減少は年少人口（0～14歳）の減少に比べてより顕著で、平成12年から平成17年にわずかに増加した他は、平成2年以降減少が続いています。年少人口の総人口に占める割合は、昭和60年に24.0%であったものが、平成25年には13.9%と大幅に減少しています。

その一方で、昭和60年以降、65歳以上の人口は、毎年1,000人程度増加しており、総人口に占める割合は、平成25年には24.5%となっています。これは、昭和60年の9.8%と比較すると、約2.5倍となっています。

合計特殊出生率の推移

【表1】合計特殊出生率の推移

	平成 10～14 年	平成 15～19 年	平成 20～24 年
磐田市	1.49	1.48	1.57
静岡県	1.42	1.44	1.53
全国	1.36	1.31	1.38

【資料】人口動態保健所・市区町村別統計

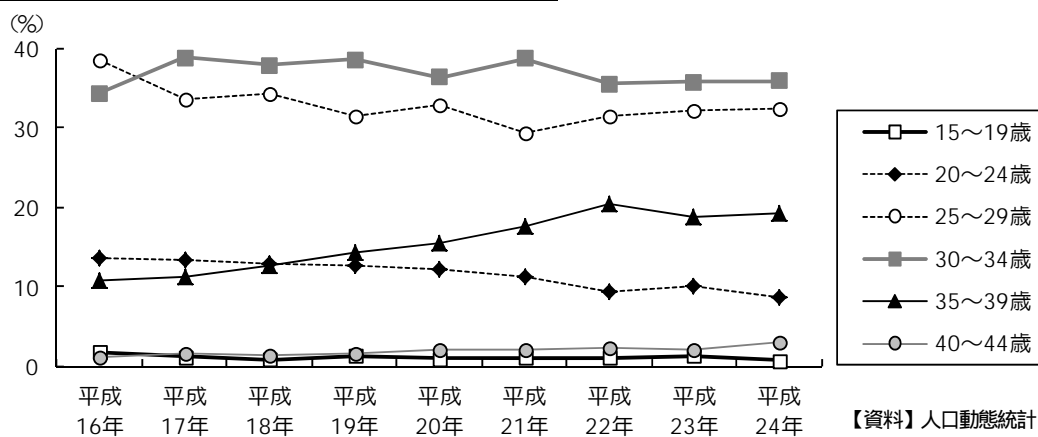
本市の合計特殊出生率は、平成 10 年～14 年時の調査以降、ほぼ横ばいの状態で、その率も高い数値とは言えません。

平成 20 年～24 年時の合計特殊出生率は 1.57 と、平成 10 年以降では最も高くなっています。県平均や全国平均と比べても高く、特に全国との比較では、約 0.2 ポイント上回っています。

(2) 結婚と出産の状況

第 1 子出産年齢階級別出生率

【図5】母親の第 1 子出産年齢階級別出生率の推移



【資料】人口動態統計

平成 16 年からの 10 年間の母親の第 1 子出産年齢階級別出生率をみると、20 歳～29 歳までの出生率は低下しているのに対し、逆に 35 歳から 39 歳の出生率が上昇しており、第 1 子の出産年齢が高くなっている傾向がうかがわれます。

初婚の平均年齢

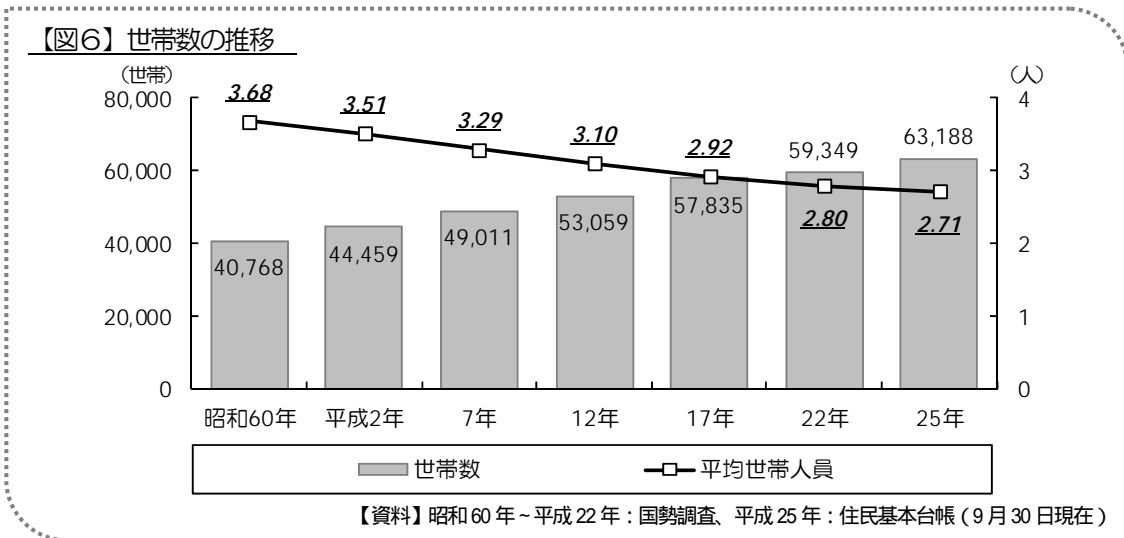
【表2】初婚平均年齢の推移

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
男性	29.6	29.9	30.3	30.5	30.5
女性	27.7	28.0	28.3	28.4	28.6

【資料】静岡県人口動態統計

初婚の平均年齢は、男性が 30 歳、女性が 28 歳で、平成 20 年以降、年々年齢が高くなる傾向にあります。この傾向は、第 1 子の出産年齢が高くなってきていることと関連しています。

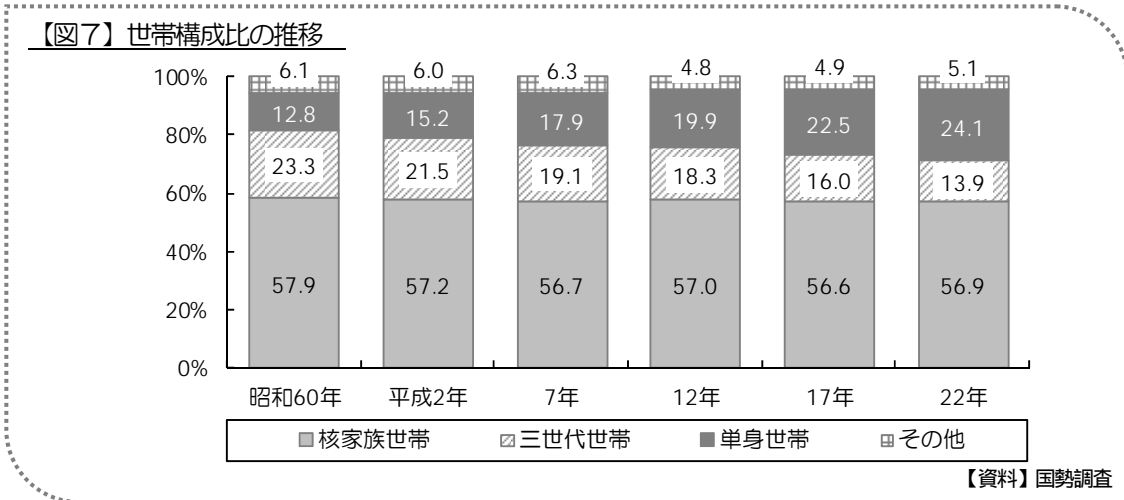
(3) 家庭の状況



【表3】ひとり親世帯の状況

	平成17年		平成22年	
	母子世帯	父子世帯	母子世帯	父子世帯
ひとり親世帯	597	107	701	101
うち6歳未満の子どもがいる世帯	129	9	121	16

【資料】国勢調査



世帯数と世帯人員

人口の減少傾向に対して、世帯数は年々増加しています。世帯あたりの平均人数は、昭和60年の3.68人から、平成25年にはほぼ1人減少の2.71人となっています。

世帯構成比

核家族の割合は、昭和60年以降57%前後でほぼ横ばいです。三世帯世帯は減少しているのに対し、単身世帯は増加しており、昭和60年の12.8%から、平成22年には約2倍の24.1%となっています。

ひとり親世帯

ひとり親世帯数は、平成17年に704世帯であったものが、平成22年には802世帯へと増加しています。また、全世帯数に対するひとり親世帯数の割合も、平成17年の1.0%から平成22年には1.1%と、わずかに高くなっています。

(4) 就業の状況

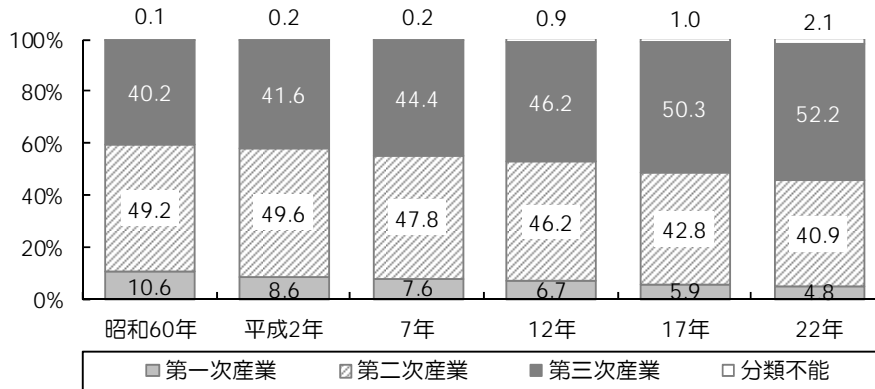
【表4】就業人口（15歳以上）

(人)

	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
就業人口	79,718	85,776	90,932	92,195	93,217	86,450

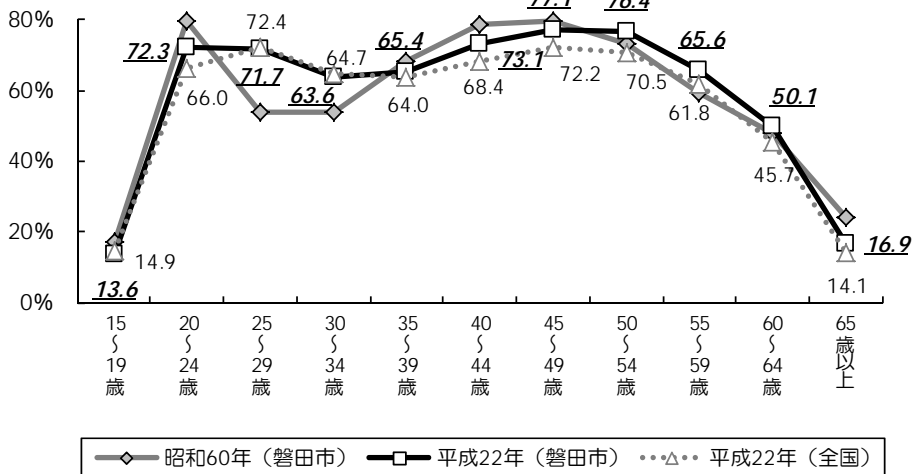
【資料】国勢調査

【図8】産業別就業人口構成比の推移



【資料】国勢調査

【図9】女性の就業人口



【資料】国勢調査

就業人口

就業人口は、昭和60年から平成22年の間では、平成17年の93,217人まで増加が続きましたが、平成22年は86,450人となっています。産業別にみると、第二次産業と第三次産業が多くなっています。昭和60年は第二次産業が49.2%と最も多く、その後、第三次産業の就業人口の割合が増加し、平成12年以降は第三次産業の就業人口が最も多く、平成22年では52.2%を占めています。

女性の就業状況

女性の労働力率は、平成22年の国勢調査では、どの年代も全国平均よりも高く、特に45歳～49歳の層では79.8%と、全国平均を8%近くも上回っています。

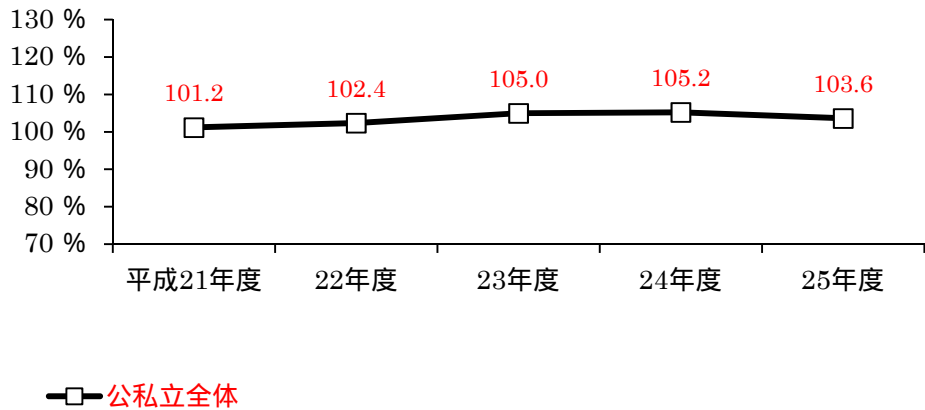
女性の就業率は、平成22年に50.1%と、昭和60年を5%ほど下回っているものの、就業人口自体は32,508人から36,010人へと、3,000人以上も増えています。また、年齢別就業率について昭和60年と平成22年を比較すると、25歳～34歳の就業率が顕著に増加していることが特徴として挙げられます。

(5) 子育て支援

保育の利用状況

ア 保育園数、児童数

【図10】 保育園数・児童数の推移（年間入所率）



【資料】 磐田市統計書、及び幼稚園保育園課調べ（各年度末現在）

公私立保育園全体の年間入所率は、100%を超える状況が続いています。入所率は、地域によって差があります。

平成24年度と平成25年度の公立保育園の入所率の数値に誤りがあったため、グラフと分析文を訂正。（平成27年2月4日）

イ 延長保育（18時以降）

【表5】 延長保育利用者数の推移

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数（所）	11	12	13	13
実利用者数（人）	21,138	21,714	23,359	21,066

【資料】 幼稚園保育園課調べ（各年度末現在）

延長保育の利用度は高く、市内13保育園において実施しており、毎年延べ人数で20,000人以上が利用しています。

ウ 一時保育

【表6】 一時保育利用者数の推移

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
実施箇所数（所）	10	9	10	10	10
実利用者数（人）	5,990	7,853	8,759	7,812	8,722

【資料】 幼稚園保育園課調べ（各年度末現在）

市内10保育園において実施しており、平成21年度から平成25年度の平均では、年間に延べ約7,800人が利用しています。

エ 病後児保育

【表7】病後児保育利用者数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施箇所数 (所)	7	7	6	7	6
実利用者数 (人)	342	317	273	355	304

【資料】幼稚園保育園課調べ（各年度未現在）

平成 25 年度には、市内 6 保育園で実施しています。利用延べ人数は 304 人で、1 園平均では年間延べ 50 人程度が利用しています。平成 23 年度以降、ほぼ同様の数値となっています。

子育て支援に関わる事業等

ア 子育て支援センターの利用

【表8】子育て支援施設の利用者数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
箇所数 (箇所)	11	11	11	11	11
支援センター (人)	105,315	120,848	118,537	119,673	111,894

【資料】子育て支援課調べ

【表9】出前子育て支援センター事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
箇所数 (箇所)	28	39	49	46	40
人数計 (人)	926	1,238	1,334	1,440	1,261

【資料】子育て支援課調べ

市内 9 箇所の子育て支援センター全体で、年間延べ 120,000 人近くの方が施設を利用しています。出前子育て支援センターは、年によって増減はあるものの、平成 22 年度以降は、実施回数と利用者数ともに平成 21 年度を大きく上回り、利用者は 1,200 名を越えています。

イ ファミリーサポートセンター

【表10】ファミリーサポートセンター利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延利用件数 (件)	2,858	3,126	3,149	4,450	3,411
依頼会員数 (人)	339	387	420	479	534
提供会員数 (人)	129	146	159	177	189
両方会員数 (人)	53	66	70	74	75

【資料】子育て支援課調べ

平成 22 年度以降、年間延べ利用件数は 3,000 件以上あり、特に平成 24 年度は 4,000 件を超えています。会員数は徐々に増加し、依頼会員の伸び幅が提供会員の伸び幅を上回っている状況です。

ウ 民生委員・児童委員

【表 11】 相談件数の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
民生委員・児童委員による 子どもに関することの相談件数（件）	1,006	1,154	1,518	1,516	1,480

【資料】子育て支援課調べ

民生委員・児童委員による子どもに関することの相談件数は増加傾向にあります。平成 25 年度は 1,480 件で、平成 21 年度対比では約 500 件増えています。

(6) 母子保健

乳児家庭全戸訪問

【表 12】 利用状況の推移

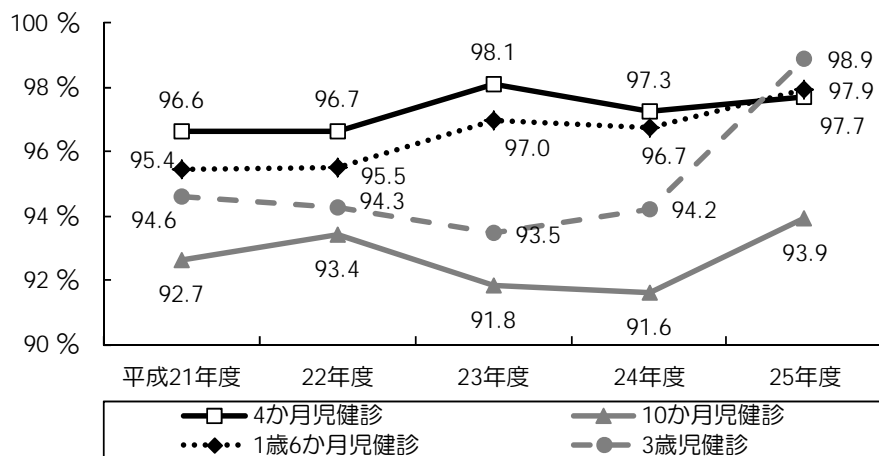
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
対象児数（人）	1,560	1,557	1,501	1,465	1,445
利用者数（人）	1,458	1,507	1,473	1,451	1,427
利用率（%）	93.5	96.8	98.1	99.0	98.8

【資料】子育て支援課調べ

平成 21 年度より、保健師等が生後 4 か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、母親の健康状態の確認や乳児の身体計測、育児相談を行っています。実施率は年々増加しており、平成 23 年以降は 98%以上を保っています。

乳幼児健診

【図 11】 乳幼児健康診査受診率の推移



【資料】磐田市統計書、及び子育て支援課調べ

平成 25 年度の各健診の受診率は、前年に比べ増加しています。特に 3 歳児健診については、前年に比べ 4.2%増加しています。

乳幼児相談

【表 13】 利用状況の推移

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
乳幼児相談	実施回数 (回)	110	101	109	66	66
	延利用者数 (人)	4,010	3,813	3,628	2,851	2,740
地区 赤ちゃん相談	実施回数 (回)	-	-	-	40	62
	延利用者数 (人)	-	-	-	605	1,013

【資料】 磐田市統計書、及び子育て支援課調べ

平成 24 年度より、地域と連携し子育て支援を進めるため、乳幼児相談の一部が地区赤ちゃん相談という形に変わりました。平成 25 年度には、地区赤ちゃん相談実施地区を拡大しています。全体で見ると、利用者はほぼ横ばいです。

健康教育

ア 離乳食教室

【表 14】 離乳食教室の参加状況

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
実施回数	(回)	42	54	62	54	54
参加者数	(人)	984	1,085	1,211	1,062	1,057

【資料】 磐田市統計書、及び子育て支援課調べ

平成 23 年度は回数を増加したこともあり、最も多くの利用者数となっています。年間約 1,000 人が利用しています。

イ 2 歳児教室

【表 15】 2 歳児教室の参加状況

		平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
実施回数	(回)	52	52	52	52	52
参加者数	(人)	1,437	1,321	1,384	1,370	1,357

【資料】 磐田市統計書、及び子育て支援課調べ

年間約 1,350 人が利用しています。平成 25 年度の利用率は 88.5%でした。

ウ 出前講座

【表 16】 出前講座の参加状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	125	140	150	221	286
参加者数 (人)	4,904	5,907	3,510	5,950	7,344

【資料】 磐田市統計書、及び子育て支援課調べ

平成 24 年度より、生活リズムの向上を目的に子育て支援センターや小学校等に働きかけを強化したことから、実施回数・利用者数がともに伸びています。5 年間で、年間平均、約 5,300 人が利用しています。

健診事後教室

【表 17】 利用状況の推移

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
実施回数 (回)	96	95	102	108	108
実利用者数 (人)	147	175	229	213	243
延べ利用者数 (人)	846	958	975	1097	1276

【資料】 磐田市統計書、及び子育て支援課調べ

健診事後教室は、年々対象となる子どもの人数が増加傾向にあることから、回数を増やして実施しています。

2 現状から見える磐田市の課題

- ① 核家族、ひとり親家庭、共働き家庭の増加等から、保育ニーズが増加しています。これに対し、保育の提供体制は十分ではなく、早急に保育の提供量の拡充を進めていく必要があります。
- ② 公立幼稚園では定員に満たない園がある一方で、希望者が定員を上回っている園もあります。教育の提供状況で地域によるアンバランスが生じていることから、提供区域の見直しや利用調整など、具体的な対策を考えていく必要があります。
- ③ 子育て支援については、子育て支援センターや出前子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどで年々利用者が増加していることから、潜在している利用者ニーズは現在の利用者数をはるかに上回っていることが考えられます。広報活動を含め、支援体制の一層の拡充に努めていく必要があります。
- ④ 都市化や少子化が進んでいること、就労人口の増加等に起因し、地域においては人間関係が希薄化するとともに、子どもたちの体験を通して成長していく機会も減少しています。地域における子育て支援を一層充実させていくことが必要です。
- ⑤ 男性、女性とも初婚年齢が高くなり、それに伴って、第1子の出産年齢も高くなっています。若者の結婚や出産、子どもを育てることへの意識を変えていく必要があります。
- ⑥ 安全・安心な妊娠・出産・子育てに繋げていくために、思春期から、将来に向けての意識付けをしていく必要があります。
- ⑦ 出産や子育てに不安を抱えている妊婦が多く見られます。医療機関等と連携しながら、安心して出産できるように支援していく必要があります。
- ⑧ 育児に関する情報量は非常に多くなっています。子どもの健全な発達・発育を促すために必要な情報が得やすい体制を整えていく必要があります。
- ⑨ 子どもの発達に関する相談が増えています。保護者の育児に関する悩みに寄り添った支援を行う必要があります。

第3章 基本構想

1 基本目標

「磐田市子ども・子育て支援事業計画」は、子どもたちを大切に育てるとともに、子育てにより豊かな生活を実現させるため、全ての市民が主体となって実行していくものです。子育てを通して全ての市民がつながっていくことが、この計画を実現させる上で最も力強い推進力となり、同時にこの計画の到達点でもあると考えます。

私たちは、子どもたち一人一人が、温もりに満ちた豊かな環境の中ですくすく育ち、夢や希望を叶えることができるまちをつくっていくために次の目標を定めます。

**みんなの手で、
磐田の未来を開く子育てのまちを創ります**

人と人がつながる子育てのまち

笑顔かがやく子育てのまち

未来に向かう子育てのまち

2 基本的な考え方

前項に掲げた目標は、子育て支援を単に「子育て家庭を支えるための施策」としてとらえるのではなく、「子育て」を柱として、これからの磐田のまちをつくっていかうという方向を示しています。この方向をしっかりと見据え、以下の「子育て」に込めた考え方を行動計画に反映させます。

人と人がつながる子育てのまち

子どもの健やかな成長を見守り、保護者を孤立させないよう、地域で支えていくことが必要です。子どもは、温かな気持ちを肌で感じることができる環境の中でこそ、のびのびと成長していくことができます。地域での日常的な支え合いは、まさにその温かさを強く感じさせてくれるものであり、また、保護者自身もその中で子育ての力を蓄えていくことができます。子育てには、人々の気持ちがつながった地域の力が不可欠です。

また、地域をあげて子育てを応援することで、その地域は自然と活気が満ちてきます。子育てを通じて多くの人がつながることは、地域全体の豊かな生活を実現する手段でもあります。

笑顔かがやく子育てのまち

子どもは、一人一人がそれぞれ大きな可能性をもっています。また、それぞれ成長の仕方は違います。乳幼児期において、個性や成長する姿を大切に見守り、可能性を最大限に引き出すことが、その子の生きる力の基盤を作ります。そのためには、多くの人の子育ての知恵と知識で子どもたちの成長を支え、笑顔を一層輝かせるようにしなくてはなりません。

また、子どもたちの笑顔には、地域・社会を明るく照らす力があります。そして、一人一人を大切に育てると意識が市民に広く浸透することにより、人に優しい豊かなまちづくりが実現していきます。「子ども・子育て支援」は、子どもの笑顔を輝かせるだけでなく、その地域に住む全ての人の笑顔を生み出していくものです。

未来に向かう子育てのまち

子どもを育てることは、自分自身の成長にもつながることであり、豊かな人生を築くための基盤にもなることです。若者が、今以上に「結婚」、「出産」、「子育て」に希望のもてる社会にしていくことが大切です。そのためには、家庭、地域、行政、学校、幼稚園、保育園、市民活動団体、企業等が互いの立場を生かしながら連携し、「子育てのまち」と呼ぶにふさわしい環境を整えていくことが必要不可欠です。

少子化問題が顕在化している今こそ、次世代を輝かせることをそれぞれの立場で考え、未来のために多くの知恵を出し合っていくことが必要です。そして、思春期を迎えた子どもたち、また、結婚前の若い世代の人々が、将来の希望として出産や子育てを意識していけるようになったとき、未来に向かう力強い磐田の姿を思い描くことができます。

3 行動指針

「子ども・子育て支援」の推進にあたっては、すべての子どもと、その子どもを取り巻く地域社会を含めた取り組みが求められます。

本事業計画では、目標に込めた基本的な考え方を踏まえ、妊娠期を含めた乳幼児期から思春期までの子どもの育ちを支えるため、以下の7つの行動指針を設定し総合的に施策を展開していきます。

I 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

「磐田市幼稚園・保育園再編計画」にもとづき、就学前の教育・保育を一体的に提供する体制を整備し、多様なニーズに対応していきます。

II 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり

家庭、地域、関係機関の連携が図られた子育て支援の体制を整備し、安心して子育てができるようにします。

III 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実(母子保健計画)

妊娠期から乳幼児期までの母子の健康保持増進及び乳幼児、児童の健やかな成長のために、愛着形成と生活リズムの向上を推進し母子保健の充実を図ります。

また、関係機関との連携体制を強化し、妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援体制を構築します。

IV 健やかな成長を目指す乳幼児期から中学校までの保育・学校教育・社会教育の充実

社会において自立的に生きる基礎を培うために、学校、園、地域が連携し、子どもの豊かで健全な心身と確かな学力を育てる質の高い保育・学校教育・社会教育を実践します。

V 子育てに適した、人に優しく温もりのあるまちを創るための環境の改善・整備

安心して子育てができる、人に優しく温もりのあるまちにするために、道路・交通環境、地域環境、防犯体制等の改善・整備に努めます。

VI 特別な配慮を要する子ども・家庭への支援の充実

すべての子どもが、自らの権利が保障され個性やよさを伸ばしていけるようにするために、その子の成長・発達をよく見つめ、個に応じた必要かつ適切な支援を行います。

VII 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

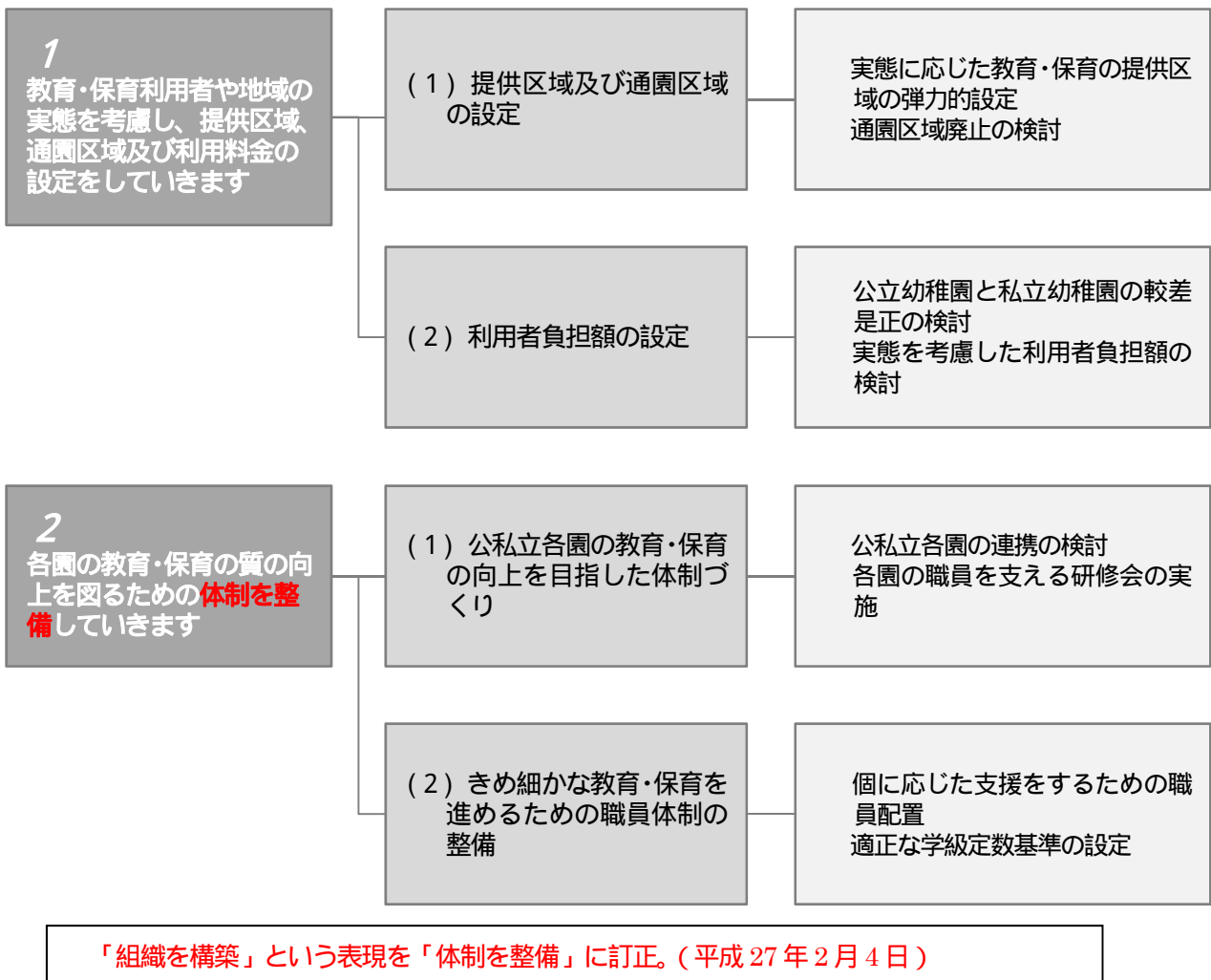
男性も女性も子育てに向き合えるようにするため、仕事と家庭生活を両立できる就労環境の実現を企業と家庭に働きかけていきます。

4 行動計画の体系

行動指針に沿って行動目標を定め、各事業を推進します。

行動指針Ⅰ 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

「磐田市幼稚園・保育園再編計画」にもとづき、就学前の教育・保育を一体的に提供する体制を整備し、多様なニーズに対応していきます。



3
既存施設の再編・事業拡大
及び新規事業による提供
量の拡大を進めます

(1) 公立幼稚園における教
育・保育の充実

預かり保育の実施
認定こども園への移行の検討

(2) 私立幼稚園における教
育・保育の充実

認定こども園への移行の支援
預かり保育実施への支援

(3) 利用者ニーズに対応し
た公私立保育園・認定こ
ども園による教育・保育
の充実

公私立保育園における施設の整
備・拡充
公私立保育園の認定こども園移
行の検討
延長保育の実施

(4) 新規事業による保育の
供給量の拡大

認可外保育園の特定教育・保育施
設または特定地域型保育事業へ
の移行支援
民間事業者の参入の促進

行動指針II 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり

家庭、地域、関係機関の連携が図られた子育て支援の体制を整備し、安心して子育てができるようにします。



3
小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように「放課後子ども総合プラン」を推進していきます

(1) 放課後児童クラブの整備

利用対象学年の拡大
支援員の専門性及び質の向上のための取り組み
放課後子供教室との一体的な取り組み
小学校の余裕教室等の活用
開所時間延長の検討

(2) 放課後子供教室の整備

放課後子供教室の拡充
放課後児童クラブとの連携
指導員の資質向上を図る研修

4
家庭、地域、関係機関、子育てサークル等が連携した子育て及び教育の支援ネットワークを作っていきます

(1) 子育て家庭をつなげる相互支援体制づくり

子育て支援サークル等への情報提供
子育て交流活動への支援
ファミリーサポートセンター事業

(2) 地域の施設を活用した子育て支援体制づくり

子育て支援センターによる交流活動への支援
子育て支援センター等の再配置の検討
施設の相談機能を高めるための取り組み

(3) 外国人児童のための支援体制の整備

多文化交流センターによる支援
外国人相談員の配置

5
子育ての知識・技能を多くの方が共有できるようにします

(1) 子育てに必要な知識・技能の啓発

親支援講座の開設
健康診断時等における啓発活動

6
必要とする子育て支援情報を子育て家庭・地域に届けていきます

(1) 広く市民に届けるための情報提供手段の充実

子育て情報サイトによる情報提供
いわたホットラインによる情報提供
情報誌・リーフレットによる情報提供

(2) 子育て家庭に届けるための情報提供手段の充実

相談窓口による情報提供
訪問等による情報提供

7
経済的な支援を充実させ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていきます

(1) 子どもを守り育てる手当・助成の整備

こども医療費の助成
児童手当の支給
未熟児養育医療費の助成
就学援助費の支給

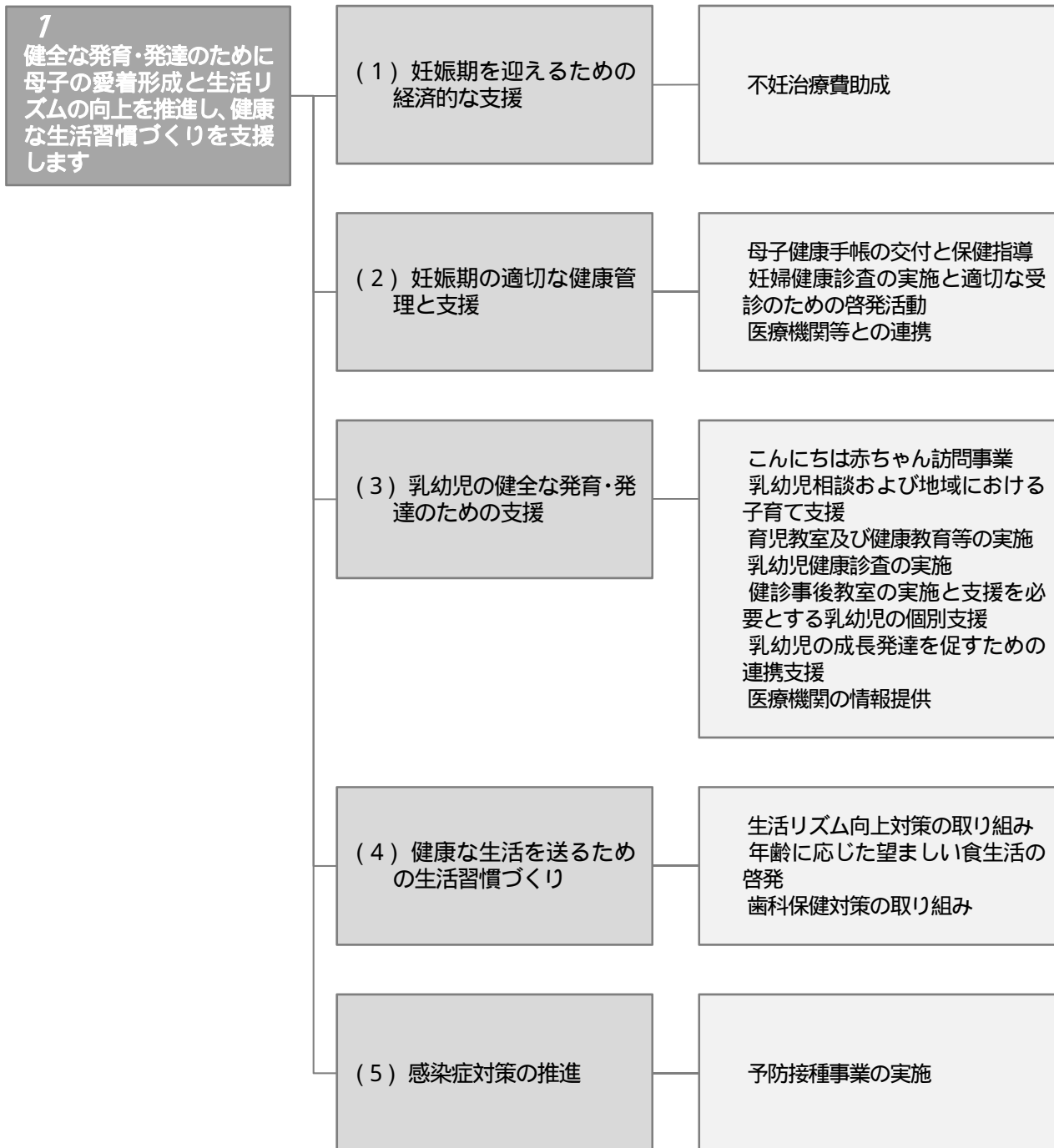
(2) ひとり親家庭を支える支援体制の整備

母子家庭等医療費の助成
児童扶養手当の支給
母子家庭等自立支援給付金の支給
ひとり親家庭子育てサポート事業

行動指針Ⅲ 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実(母子保健計画)

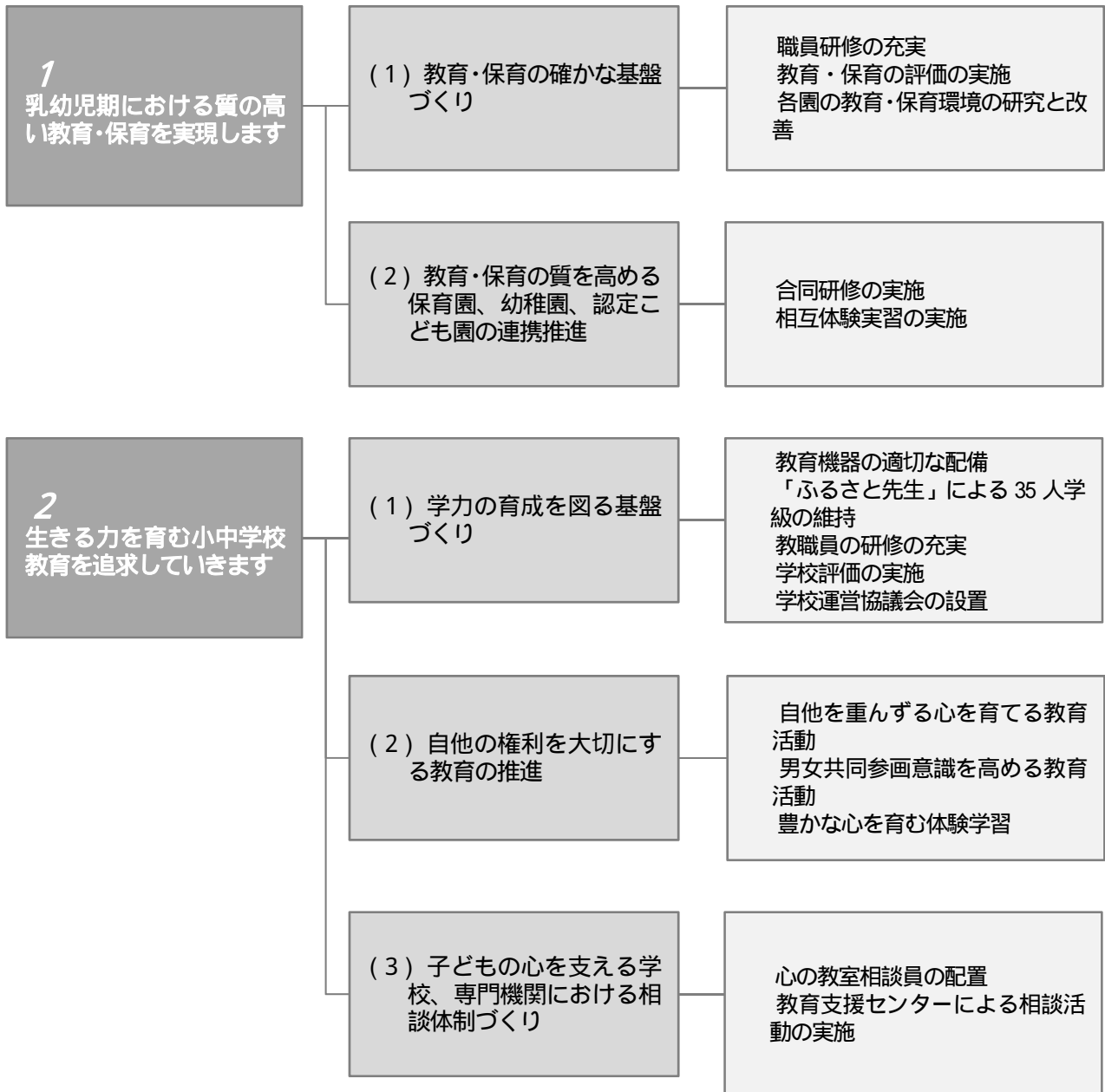
妊娠期から乳幼児期までの母子の健康保持増進及び乳幼児、児童の健やかな成長のために、愛着形成と生活リズムの向上を推進し母子保健の充実を図ります。

また、関係機関との連携体制を強化し、妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援体制を構築します。



行動指針Ⅳ 健やかな成長を目指す乳幼児期から中学校までの保育・学校教育・社会教育の充実

社会において自立的に生きる基礎を培うために、学校、園、地域が連携し、子どもの豊かで健全な心身と確かな学力を育てる質の高い保育・学校教育・社会教育を実践します。



3
園児、小学生、中学生の成長・発達を連続的にとらえ、各園、各学校及び地域の連携による教育・保育を推進していきます

(1) 地域を生かした体験学習の充実

伝統行事を後世に伝えていく機会の設定
子どもたちと地域高齢者との交流の場の設定
子どもたちの地域活動参加を促す働きかけ

(2) 共に楽しむ交流活動の推進

中学生と園児との交流体験の実施
小学生と園児の相互交流活動の実施

(3) 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校の円滑な連携・接続の推進

各園と小学校の円滑な連携・接続の取り組み
生活環境の変化に関する理解を促す保護者への働きかけ

4
園児、小学生、中学生が心身ともに健やかに成長できるように支援していきます

(1) 適切な生活習慣の定着を図る健康教育の推進

健康教育の取り組み
健康被害防止のための教育の取り組み
食育の取り組み

(2) 地域における触れ合いの場の充実

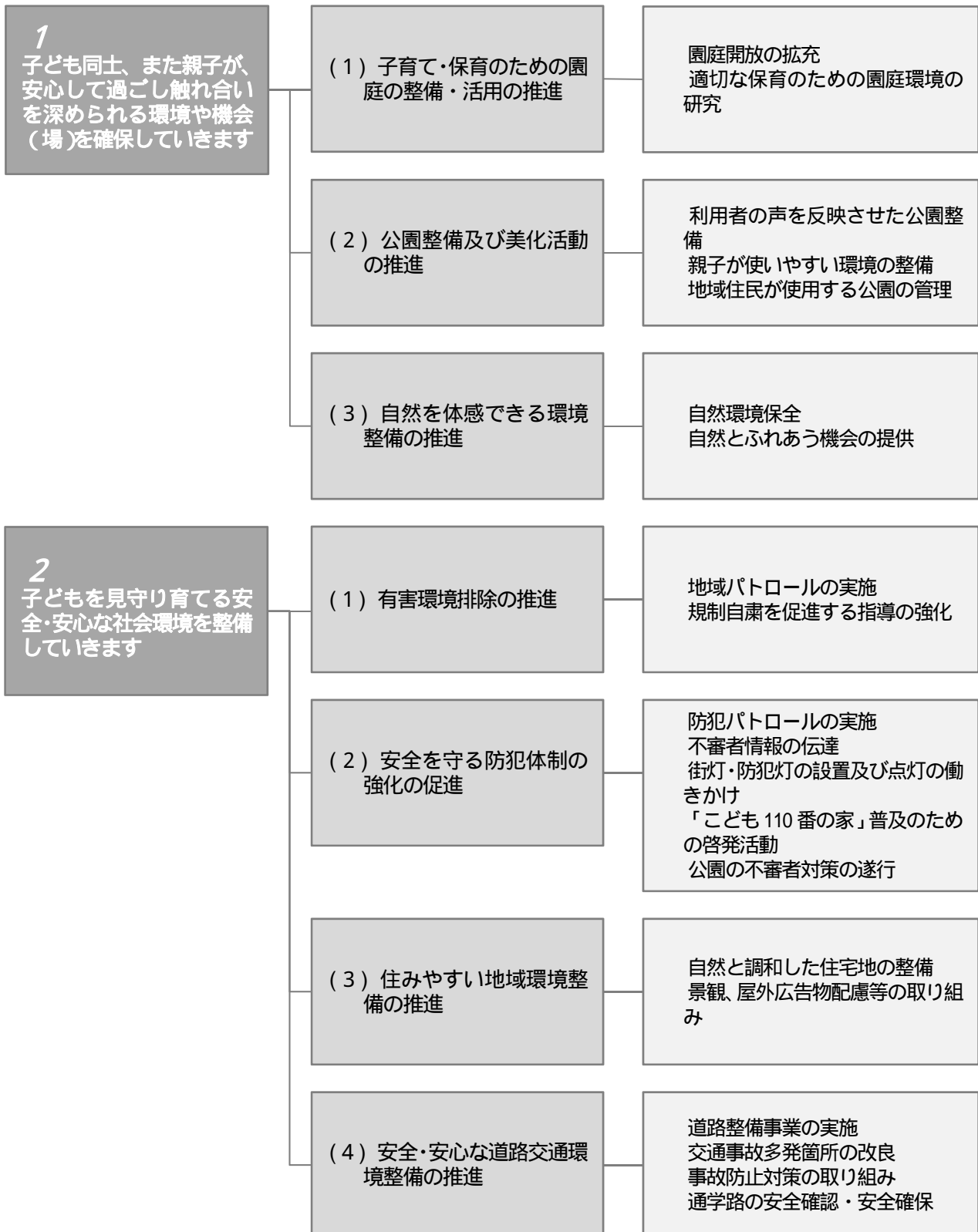
スポーツに関するイベント・教室等の実施
子ども会活動による体験機会の提供

(3) 小学生及び中学生の健全育成を図る思春期における教育の充実

中学校思春期セミナー・講座の実施
中学校における性体験に関する指導の実施
小中学校におけるキャリア教育の取り組み

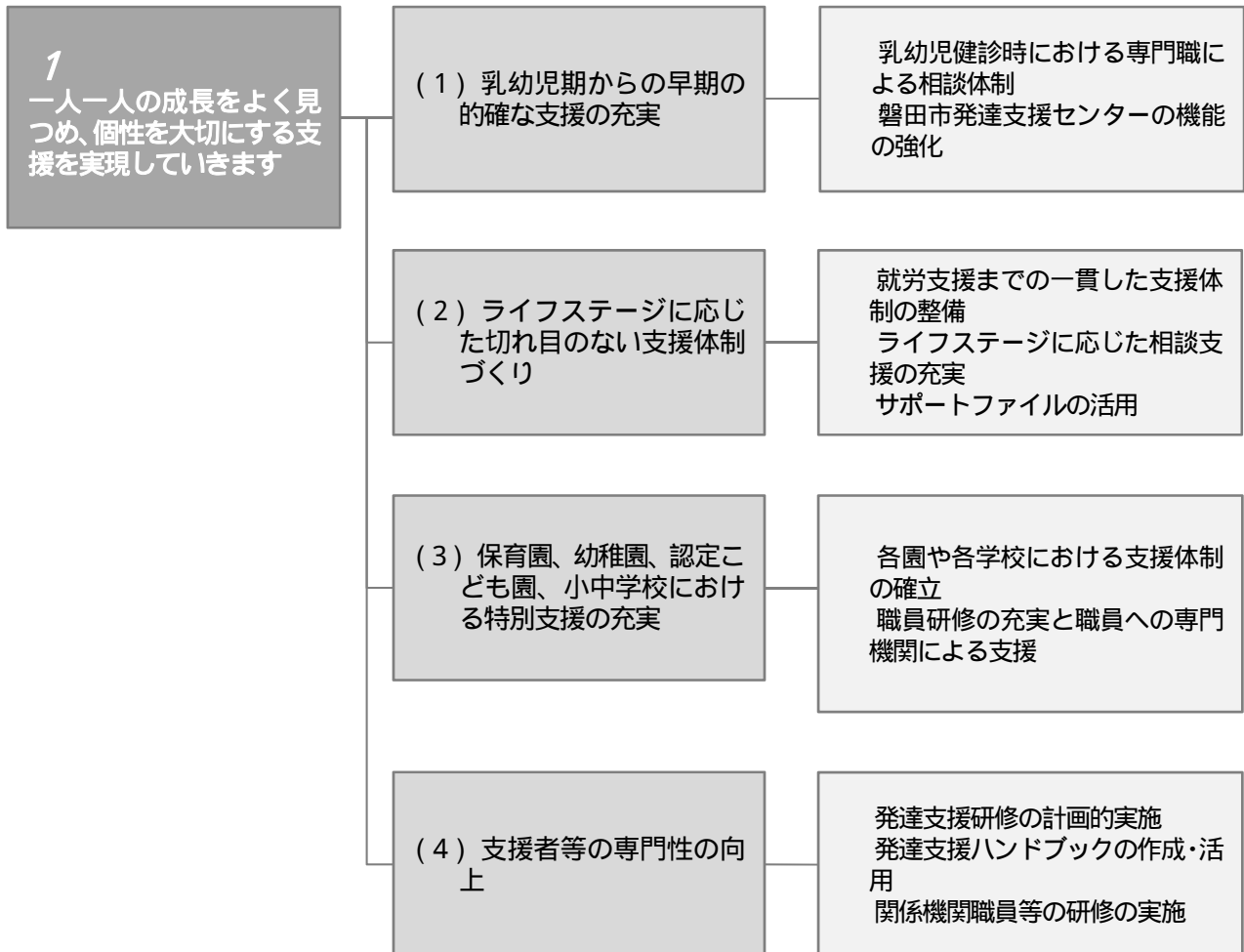
行動指針Ⅴ 子育てに適した人に優しく温もりのあるまちを創るための環境の整備・改善

安心して子育てができる、人に優しく温もりのあるまちにするために、道路・交通環境、地域環境、防犯体制等の改善・整備に努めます。



行動指針VI 特別な配慮を要する子ども・家庭への支援の充実

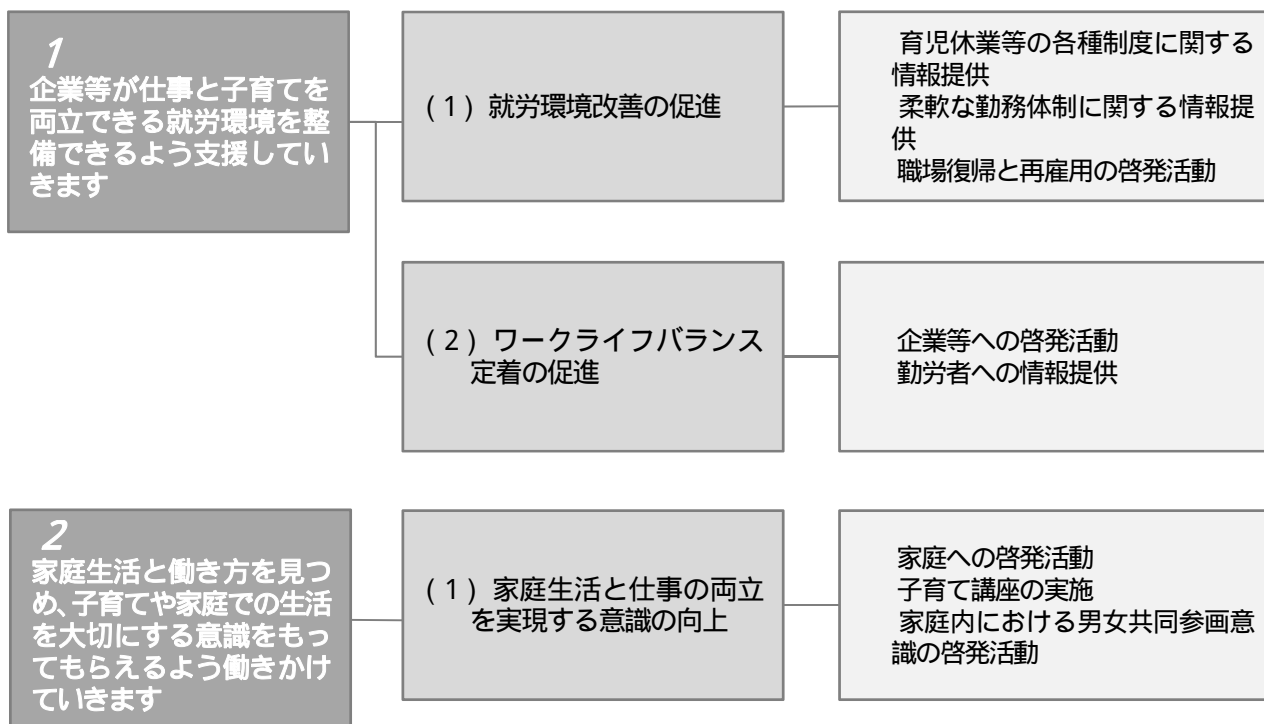
すべての子どもが、自らの権利が保障され個性やよさを伸ばしていけるようにするために、その子の成長・発達をよく見つけ、個に応じた必要かつ適切な支援を行います





行動指針Ⅶ 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

男性も女性も子育てに向き合えるようにするため、仕事と家庭生活を両立できる就労環境の実現を企業と家庭に働きかけていきます。



第4章 行動計画

●○ 第4章の記載方法について ○●

★事業：子ども・子育て支援法に基づく「地域子ども・子育て支援事業」を表します。

☆母子保健：母子保健計画として位置づけられます。

行動指針Ⅰ 乳幼児期における質の高い教育・保育を提供するための体制づくり

「磐田市幼稚園・保育園再編計画」にもとづき、就学前の教育・保育を一体的に提供する体制を整備し、多様なニーズに対応していきます。

1 教育・保育利用者や地域の実態を考慮し、提供区域、通園区域及び利用料金の設定をしていきます

(1) 提供区域及び通園区域の設定

実態に応じた教育・保育の提供区域の弾力的設定

- ◆ 市内に3つの提供区域*1を設定し、利用調整を行っていきます。ただし、提供区域間で需給バランスについて著しい差が生じた場合は、その差の是正に努めるとともに、状況に応じて近接の提供区域を含めて利用調整を行っていきます。

*1) 提供区域とは

提供区域A：城山中校区、磐田第一中校区、豊田南中校区、神明中校区

提供区域B：福田中校区、南部中校区、竜洋中校区

提供区域C：向陽中校区、豊田中校区、豊岡中校区

通園区域廃止の検討

- ◆ 利用者ニーズと教育・保育の提供の実態を考慮し、公立幼稚園の通園区域の廃止を検討していきます。

(2) 利用者負担額の設定

公立幼稚園と私立幼稚園の較差是正の検討

- ◆ 利用者の教育・保育の選択の幅を広げるため、地域・社会の様々な実態を考慮し、公私立幼稚園間の利用料金の較差の是正を検討していきます。

実態を考慮した利用者負担額の検討

- ◆ 利用者及び設置者の立場から、公私立幼稚園、公私立保育園それぞれの利用料金体系を見直し、適切な利用者負担額を設定していきます。

2 各園の教育・保育の質の向上を図るための体制を整備していきます

「組織を構築」という表現を「体制を整備」に訂正。(平成27年2月4日)

(1) 公私立各園の教育・保育の向上を目指した体制づくり

公私立各園の連携の検討

- ◆ 教育・保育の質の向上を図るために、公私立の保育園・幼稚園・認定こども園の連携について検討していきます。

各園の職員を支える研修会の実施

- ◆ 公私立の幼稚園・保育園・認定こども園の職員が、自らの教育・保育の力量を高めることができる研修の機会を設定していきます。

(2) きめ細かな教育・保育を進めるための職員体制の整備

個に応じた支援をするための職員配置

- ◆ 個に応じた支援を充実させるために、適切な職員配置に努めていきます。

適正な学級定数基準の設定

- ◆ 教育・保育の質を高めるために、公立幼稚園の3歳児については学級定数を25人以下とします。

3 既存施設の再編・事業拡大及び新規事業による提供量の拡大を進めます

(1) 公立幼稚園における教育・保育の充実

預かり保育の実施

- ◆ 公立の幼稚園・認定こども園において、在園する子どもの家庭の保育状況を考慮し、在籍園児について預かり保育を実施します。

認定こども園への移行の検討

- ◆ 2号認定*1こどもの受け入れ人数を増やしていくために、必要に応じて公立幼稚園の認定こども園への移行を検討していきます。

*1) 認定とは

1号認定

満3歳以上で幼稚園等での教育を希望(教育標準時間認定)

2号認定

満3歳以上で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望(保育認定)

3号認定

満3歳未満で「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望(保育認定)

(2) 私立幼稚園における教育・保育の充実

認定こども園への移行の支援

- ◆ 認定こども園への移行を視野に入れた施設整備を支援し、2号・3号認定子どもの受け入れを拡充していきます。

預かり保育実施への支援

- ◆ 私立の幼稚園・認定こども園において行う預かり保育について支援し、保育ニーズに対応していきます。

(3) 利用者ニーズに対応した公私立の保育園・認定こども園による教育・保育の充実

公私立保育園における施設の整備・拡充

- ◆ 3号認定こどもの受け入れ枠を拡大するとともに保育の質を高めていけるよう、施設の整備・拡充について検討していきます。

公私立保育園の認定こども園移行の検討

- ◆ 教育・保育の質の向上及び受け入れ人数の拡大を図るために、公私立保育園の認定こども園への移行を検討します。

延長保育の実施 **★事業(延長保育事業)**

- ◆ 保育認定を受けた子ども(2号・3号認定子ども)について、通常の利用時間以外の時間帯であっても、認定こども園、保育園において必要に応じて延長保育を実施します。

(4) 新規事業による保育の供給量の拡大

認可外保育園の特定教育・保育施設または特定地域型保育事業への移行支援

- ◆ 磐田市認証保育園の特定教育・保育施設または特定地域型保育事業への移行を支援し、3号認定子どもの受け入れ拡大を図るとともに、教育・保育の質の向上に努めていきます。また、特定地域型保育事業施設と公私立の特定教育・保育施設との連携が円滑に図られるよう支援していきます。

民間事業者の参入の促進 **★事業(多様な主体が本制度に参入するための事業)**

- ◆ 各地区の保育ニーズと利用定員のバランスを把握し、保育の供給量が少ない区域において、民間事業者による特定教育・保育施設や特定地域型保育事業への参入を促進していきます。

数 値 目 標

教育・保育の量の見込み（市全体）＊提供区域ごとの量の見込みは「資料」の1に掲載

1号認定（満3歳以上で幼稚園等での教育を希望：教育標準時間認定）

（ニーズ量算定の考え方）

・「国の手引き*1」で示された方法に従い、ニーズ量調査結果*2をもとに算定

＊1)「市町村子ども子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等のための手引き」

＊2) アンケート結果をもとに、「国の手引き」により算出した数

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	3,060	3,000	2,930	2,960	2,990
② 確保量	4,583	4,595	4,595	4,595	4,595
②-①（確保量－量見込み）	1,523	1,595	1,665	1,635	1,605

2号認定（満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望：保育認定）

（ニーズ量算定の考え方）

・月の就労時間の下限は64時間（3号認定も同様）

・「国の手引き」で示された方法に従い、ニーズ量調査結果をもとに算定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1,510	1,480	1,450	1,460	1,480
② 確保量	1,974	2,069	2,228	2,255	2,333
②-①（確保量－量見込み）	464	589	778	795	853

3号認定（満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望：保育認定）

< 0歳児 >

（ニーズ量算定の考え方）

・育児休業の取得を考慮し算定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	340	330	330	320	320
② 確保量	266	295	331	351	374
②-①（確保量－量見込み）	-74	-35	1	31	54

< 1・2歳児 >

（ニーズ量算定の考え方）


・「国の手引き」で示された方法に従い、ニーズ量調査結果をもとに算定

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 量の見込み	1,230	1,250	1,280	1,260	1,250
② 確保量	935	1,036	1,164	1,237	1,305
②-①（確保量－量見込み）	-295	-214	-116	-23	55

< 0～2歳の保育利用率（市内全体）>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
① 推計児童数（0～2歳）	4,459	4,490	4,549	4,487	4,424
② 確保見込み人数	1,201	1,331	1,495	1,588	1,679
保育利用率（%）	27	30	33	35	38

行動計画数値目標

預かり保育（幼稚園型）の実施					
	事業番号	3-(1)-①			
	主管課	幼稚園保育園課			
数値目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
預かり保育を実施する公立幼稚園の数	全園	維持 			

公立幼稚園の認定こども園への移行の検討					
	事業番号	3-(1)-②			
	主管課	幼稚園保育園課			
数値目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園に移行する公立幼稚園の数	幼稚園保育園再編計画による				

保育園の認定こども園移行の検討					
	事業番号	3-(3)-②			
	主管課	幼稚園保育園課			
数値目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
認定こども園へ移行する公私立保育園の数	幼稚園保育園再編計画による				

認可外保育園の地域型保育事業及び施設型保育給付施設への移行支援					
	事業番号	3-(4)-①			
	主管課	幼稚園保育園課			
数値目標	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
平成31年度までに 特定地域型保育事業へ移行する施設の数	平成31年までの期間の実現目標 				3
平成31年度までに 特定教育・保育施設へ移行する施設の数	平成31年までの期間の実現目標 				2

民間事業者の参入の促進					
	事業番号	3-(4)-②			
	主管課	幼稚園保育園課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
平成31年度までの 新規の特定地域型保育事業施設の数	平成31年までの期間の実現目標				3
平成31年度までの 新規の特定教育・保育施設の数	平成31年までの期間の実現目標				1

地域子ども・子育て支援事業（★事業）

< 延長保育事業（保育園・認定こども園） >

（ニーズ量算定の考え方）

- ・「国の手引き」で示された方法に従い、ニーズ量調査結果をもとに算定

【事業番号：3-(3)-③】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間利用実人数見込み	830	820	830	810	810
②年間利用可能実人数	830	維持			
② - ①	0	10	0	20	20

< 一時預かり事業（幼稚園における在園児を対象とした一時預かり事業） >

（ニーズ量算定の考え方）

- ・実績の利用率から算定

【事業番号：3-(1)-①、3-(2)-②】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間利用延べ人数見込み	52,470	51,440	50,240	50,750	51,270
②年間利用可能延べ人数	91,200	利用見込み数以上の利用が可能			
② - ①	38,730	39,760	40,960	40,450	39,930

表の数値については、実人数ではなく正しくは延べ人数であるため、実人数の表記を延べ人数に訂正（平成27年2月13日）

行動指針Ⅱ 家庭、地域、関係機関が連携した子育て支援の体制づくり

家庭、地域、関係機関の連携が図られた子育て支援の体制を整備し、安心して子育てができるようにします。

1 子ども・保護者の不安を解消する子ども・子育て支援体制を整えていきます

(1) 身近な子育て支援体制づくり

子育て家庭のニーズや地域の子育て支援の実態把握

- ◆ 子育て支援施設や子育て支援サークル等、地域の子育て支援の実態把握に努め、地域における子育て支援体制づくりにつなげていきます。
- ◆ 家庭訪問、健康診断等の事業において相互理解を深め、子育て家庭の状況やニーズを適切に把握していくことに努めていきます。

地域の力を生かした子育て支援 ☆母子保健

- ◆ 民生委員・児童委員や自治会役員等と子育て家庭との連携について検討し、有効な子育て支援策を検討していきます。
- ◆ 学校及び各施設等と民生委員・児童委員との連携の強化を図っていきます。

地域・社会が求める子育て支援サービスの検討

- ◆ 子育て相談員等が、子育て家庭や地域の方のニーズの把握に努め、子育て支援事業の改善に生かしていきます。

子育て相談員による支援

- ◆ 子育て相談員が、乳児がいる家庭の求めに応じて訪問し、子育ての手助けをしたり、不安の解消に努めたりしていきます。

(2) 適切な養育環境を保障するための支援体制づくり

養育支援訪問員等による支援 ☆事業(養育支援訪問事業)

- ◆ 養育支援が必要な家庭に対しては、養育支援訪問員等が養育について指導・助言を行い、当該家庭が適切に養育できるようにしていきます。

要保護児童等対策協議会の機能強化 ☆事業(子ども守る地域ネットワーク機能強化事業)

- ◆ 要保護児童等対策協議会の機能強化を図るために、関係機関の職員の専門性の向上と、機関同士の連携を図る事業

(3) 不安を解消する相談体制づくり

保護者のための相談窓口の設置

- ◆ 子どもの発育や子育ての不安や悩みを相談できる窓口を設置し、子育て家庭を支援していきます。

子どもための相談窓口の設置

- ◆ 児童・生徒が、直接相談できる窓口を設置し、必要なときに安心してすぐに相談できるよう体制を整えていきます。

行政窓口、地域の拠点施設における子育て相談 **★事業(利用者支援事業)**

- ◆ 園児及び園児以外の子どもの保護者が、行政窓口、地域の拠点施設(幼稚園、保育園、認定こども園、子育て支援センター等)の職員に相談できる体制を整備していきます。

(4) 子育ての専門性を有した人材育成の推進

子育て相談員等を対象とした研修の実施

- ◆ 子育て相談員等の専門性を高めるための研修の充実に努めます。

子育て支援センター職員を対象とした研修の実施

- ◆ 子育て支援センターの職員の専門性を高める研修の充実に努めます。

2 子育て家庭の多様なニーズに対応する保育サービスの充実を図っていきます

(1) 養育困難な状況を支える育児支援の充実

ショートステイ事業の実施 **★事業(子育て短期支援事業)**

- ◆ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童を預かることによって、子育て家庭を支えていく体制を整備していきます。

(2) 一時的な保育ニーズに対応するための保育体制づくり

一時預かり事業の実施 **★事業(一時預かり事業)**

- ◆ 家庭において保育を受けることが困難となった乳幼児について、地域子育て支援センター、保育園等において一時預かり事業を実施していきます。

病後児保育の実施

- ◆ 公私立保育園での看護師による一時的な病後児保育を継続していきます。

3 小学生が、放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるように「放課後子ども総合プラン」を推進していきます

(1) 放課後児童クラブの整備

利用対象学年の拡大 **★事業(放課後児童クラブの整備)**

- ◆ 利用対象を1年生から6年生までに拡大し、受け入れ施設の整備及び必要な支援員数の確保に努めていきます。

支援員の専門性及び質の向上のための取り組み

- ◆ 発達障がいやアレルギー対策等の研修会や、県のアドバイザー派遣により、支援員の専門性及び質の向上を図ります。

放課後子供教室との一体的な取り組み

- ◆ 開催場所（学校や公民館等）が同じ放課後子供教室の学習や体験・交流活動に、児童クラブの児童も参加していくようにします。

小学校の余裕教室等の活用

- ◆ 小学校と連携し、余裕教室等を活用した児童クラブの運営を推進することで、対象学年拡大に伴う利用児童の増加に対応していきます。

開所時間延長の検討

- ◆ 保育園や近隣の児童クラブの状況や利用者のニーズを把握し、児童クラブの開所時間の延長について検討していきます。

（２）放課後子供教室の整備

放課後子供教室の拡充

- ◆ 放課後の子どもたちの生活を充実したものにしていくために、放課後子供教室の増設に努めていきます。

放課後児童クラブとの連携

- ◆ 共通のプログラムを企画する等、放課後児童クラブの従事者と連携し、放課後児童クラブの利用児童の中の希望者が子供教室に参加できるようにしていきます。

指導員の資質向上を図る研修

- ◆ 放課後子供教室の指導員を対象とした発達障がいに関する研修を実施することにより、指導員の専門性及び資質の向上を図っていきます。

4 家庭、地域、関係機関、子育てサークル等が連携した子育て及び教育の支援ネットワークを作っていきます

（１）子育て家庭をつなげる相互支援体制づくり

子育て支援サークル等への情報提供

- ◆ 地域の子ども・子育て支援サークルの活動を促進するために、行政から「子ども・子育て支援」に関連した情報を積極的に提供していきます。

子育て交流活動への支援

- ◆ 地域の交流センター、公会堂等を活用し、子育て家庭同士、また、子育て家庭と地域の方々とが交流する活動を支援していきます。

ファミリーサポートセンター事業 ★事業(子育て援助活動支援事業)

- ◆ ファミリーサポートセンター事業について広報するとともに、援助会員の拡大及び育成を進め、様々な子育てニーズに対応していけるようにします。

(2) 地域の施設を活用した子育て支援体制づくり

子育て支援センターによる交流活動への支援 ★事業(地域子育て支援拠点事業)

- ◆ 地域が取り組む子育て支援、子育て交流事業等に対する子育て支援センターの支援を拡充していきます。

子育て支援センター等の再配置の検討 ★事業(地域子育て支援拠点事業)

- ◆ 子育て支援センター等、子育て支援を目的とした施設の再配置を検討し、全市内にわたり子育て支援サービスの拡充を図っていきます。

施設の相談機能を高めるための取り組み

- ◆ 施設利用者が子育てについて安心して相談できるよう、子育て支援センター職員の専門性の向上に努めていきます。

(3) 外国人児童のための支援体制の整備

多文化交流センターによる支援

- ◆ 小中学校と連携し、多文化交流センターにおいて、外国人の子どもが自立した生活を送れるよう学習支援を行います。

外国人相談員の配置

- ◆ 園・学校に外国人相談員を配置または派遣し、外国人児童をサポートしていきます。また、学校と多文化交流センターの連携を深めていきます。

5 子育ての知識・技能を多くの人々が共有できるようにします

(1) 子育てに必要な知識・技能の普及

親支援講座の開設

- ◆ 保護者を対象とした子育て講座・親支援講座を開催し、子育ての悩みを解消したり、幼児期の適切なしつけに役立つ知識・技能を伝えたりしていきます。

健康診断時等における啓発活動

- ◆ 健康診断時等に個別相談の機会を設け、子育てに役立つ母子保健の知識を伝えていきます。

6 必要とする子育て支援情報を子育て家庭・地域に届けていきます

(1) 広く市民に届けるための情報提供手段の充実

子育て情報サイトによる情報提供 **★事業(利用者支援事業)**

- ◆ 子育て支援を目的とした様々な取り組みを子育て情報サイトにより発信し、いつでも利用者が情報を得ることができるようにしていきます。

いわたホットラインによる情報提供 **★事業(利用者支援事業)**

- ◆ ホットラインへの加入登録を促進し、子育て情報を必要とする方に手厚く情報を提供できるようにします。(子育て支援センター情報、交流情報)

情報誌・リーフレットによる情報提供 **★事業(利用者支援事業)**

- ◆ 子育てに関する情報を記載した広報誌やリーフレットを支所、大型商業施設等、多くの人が利用する場所に置き、広報に努めていきます。

(2) 子育て家庭に届けるための情報提供手段の充実

相談窓口による情報提供

- ◆ 行政窓口や地域の拠点施設等での相談支援において、利用者のニーズに応じて、子育て支援事業、教育・保育情報を提供していきます。

訪問等による情報提供

- ◆ 健康診断や家庭訪問等の機会をとらえ、子育て支援事業、教育・保育の提供等の情報を直接伝えていきます。

7 経済的な支援を充実させ、子育て家庭の経済的負担の軽減を図っていきます

(1) 子どもを守り育てる手当・助成の整備

こども医療費の助成

- ◆ 子どもを安心して育てられるよう中学校3年生までの子どもの医療費の助成を行います。

児童手当の支給

- ◆ 子どもを育てる家庭の生活の安定と子どもの健全な育成のために、中学3年生までの子どもを養育している保護者に手当を支給します。

未熟児養育医療費の助成

- ◆ 入院医療を必要とする未熟児に対して、養育に必要な医療費を助成します。

就学援助費の支給

- ◆ 経済的理由によって就学援助を希望する場合、保護者に学用品や経費の一部を援助します。

(2) ひとり親家庭を支える支援体制の整備

母子家庭等医療費の助成

- ◆ 母子家庭・父子家庭の経済的負担の軽減のために、母子・父子等にかかる医療費を助成していきます。

児童扶養手当の支給

- ◆ 離別や死別などにより、母子家庭、父子家庭になった方に手当を支給します。

母子家庭等自立支援給付金の支給

- ◆ 母子家庭の母親に対し、就職に役立つ技能や資格を取得するための講座受講や養成機関修業の費用を助成します。

ひとり親家庭子育てサポート事業

- ◆ ひとり親家庭の子育てに係る経済的負担を軽減するため、病後児・延長・休日保育事業、ファミリーサポートセンター事業を利用した場合に利用料の一部を助成します。

数 値 目 標

行動計画数値目標

放課後子供教室の拡充					
	事業番号	3-(2)-①			
	主管課	学校教育課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
対象学校数(校)	10	平成31年までの期間の実現目標			15
設置教室数(教室)	9	平成31年までの期間の実現目標			14
指導員の資質向上(放課後子供教室)					
	事業番号	3-(2)-③			
	主管課	学校教育課・子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
年間研修回数	1	1	2	2	2
多文化交流センターによる支援					
	事業番号	4-(3)-①			
	主管課	市民活動推進課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
中学生学習支援に参加した外国籍の子どもの延べ人数	580	580	600	600	620

地域子ども・子育て支援事業（★事業）

<利用者支援事業>

【事業番号：1-(3)-③、6-(1)-①】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所の確保	1	維持			
目標子育て情報サイトアクセス数	1,000	1,200	1,400	1,500	1,600

<一時預かり事業（保育園及びファミリーサポートセンター事業の一時預かり）>

（ニーズ量算定の考え方）

- ・利用者の実績値をもとに算定

【事業番号：2-(2)-①】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
①年間利用延べ人数見込み	11,000	11,000	11,000	11,000	11,000
②利用可能延べ人数（※1）	11,000	利用見込み数を確保			

<放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）>

（ニーズ量算定の考え方）

- ・低学年は過去の実績値もとにした利用意向率、高学年は国が示した利用意向率の推計値をもとに算定

【事業番号：3-(2)-①～⑤】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
①年間利用人数見込み	1,643	1,640	1,620	1,606	1,582	
②確保数	箇所数	32	35	39	45	51
	人数	1,165	1,233	1,293	1,451	1,604
② - ①	-478	-407	-327	-155	22	

<地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）>

（ニーズ量算定の考え方）

- ・実績値をもとに算定

【事業番号：4-(2)-②】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
実施箇所数	9	10	10	10	10
月当たり利用者延べ人数見込み	9,330	9,580	9,580	9,580	9,580
月当たりの利用可能延べ人数（※2）	9,600	利用見込み数の受け入れが可能			

1、 2 人数を延べ人数に訂正（平成27年2月13日）

< 養育支援訪問事業 >

(ニーズ量算定の考え方)

- ・母子保健検討会での検討数をもとに、現実的な見込み数を算定

【事業番号：1-(2)-①】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
養育支援実施家庭見込み件数	20	20	20	20	20
支援可能件数	20	養育支援に応じる体制を維持 			

< 子育て短期支援事業 (ショートステイ) >

(ニーズ量算定の考え方)

- ・ニーズ量調査結果をもとに算定

【事業番号：2-(1)-①】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間利用人数見込み	80	80	80	80	80
年間利用確保件数	80	年間利用見込み数を確保 			

< ファミリーサポートセンター事業 >

(ニーズ量算定の考え方)

- ・利用実績がニーズ量調査結果を上回っていることから、実績値をもとに算定

【事業番号：4-(1)-③】


	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間利用延べ人数見込み	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
年間利用可能延べ人数	2,000	年間利用見込み数を確保 			

< 病児・病後児保育事業 磐田市は病後児保育のみを実施 >

(ニーズ量算定の考え方)

- ・病後児について、実績値をもとに算定

【事業番号：2-(2)-②】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
年間利用延べ人数見込み	310	310	310	310	310
年間利用可能延べ人数	500	年間利用見込み数を確保 			

行動指針Ⅲ 母親と子どもの健康保持増進のための支援の充実（母子保健計画）

妊娠期から乳幼児期までの母子の健康保持増進及び乳幼児、児童の健やかな成長のために、愛着形成と生活リズムの向上を推進し母子保健の充実を図ります。

また、関係機関との連携体制を強化し、妊娠期から乳幼児期までの切れ目ない支援体制を構築します。

1 健全な発育・発達のために母子の愛着形成と生活リズムの向上を推進し、健康な生活習慣づくりを支援します

（1）妊娠期を迎えるための経済的な支援

不妊治療費助成

- ◆ 妊娠を希望している夫婦への経済的負担の軽減のために、一般不妊治療費及び特定不妊治療費の助成を継続していきます。
- ◆ 不妊治療を必要とする方が、不妊治療助成の情報を得ることができるようにするために、広報紙、ホームページ、リーフレットの配布等による情報発信に努め、制度の利用促進を図ります。

（2）妊娠期の適切な健康管理と支援

母子健康手帳の交付と保健指導

- ◆ 妊婦の健康管理と子どもの健やかな成長のために、母子健康手帳を交付し、妊娠中の健康管理、出産・育児のための適切な情報提供と相談支援に努めます。
- ◆ 妊婦の喫煙・飲酒状況を把握し、喫煙・飲酒の胎児への影響等について、適切な情報提供に努めます。
- ◆ 個別に支援を必要とする妊婦に対して継続的に保健指導の実施に努めます。

妊婦健康診査の実施と適切な受診のための啓発活動 **★事業(妊婦健康診査)**

- ◆ 妊婦の健康管理と子どもの健やかな成長のために、妊婦健康診査の費用を一部助成し、適切な受診の啓発に取り組みます。

医療機関等との連携

- ◆ 安全・安心な妊娠出産を目指し、産婦人科医療機関や県西部保健所、庁内関係機関等と支援の方向を検討し情報交換をしながら、適切な妊婦への支援を進めていきます。

（3）乳幼児の健全な発育・発達のための支援

こんにちは赤ちゃん訪問事業 **★事業(乳児家庭全戸訪問事業)**

- ◆ 生後4か月までの乳児のいる家庭の全戸訪問を実施し、産婦の健康管理のための支援を行うとともに、育児等に関する様々な不安や悩みを把握し、子育て支援に関する必要な情報の提供に努めます。
- ◆ 安心して子育てができるよう、相談機関等の窓口の周知を図るとともに、支援が必要な産婦や乳児に対して、関係機関と連携を図り、育児支援を進めていきます。

乳幼児相談及び地域における子育て支援

- ◆ 乳幼児の健全な発育・発達を促し、子育ての悩みに対応するため、保健師・管理栄養士・助産師・歯科衛生士による相談を実施します。
- ◆ 保護者が楽しんで育児に取り組めるように育児支援の情報を提供し、父親の積極的な育児参加を促します。
- ◆ 地域において交流の場を設け、健全な発育発達を促すための啓発や育児相談を実施し、子育て支援を進めます。

育児教室及び健康教育等の実施

- ◆ 乳幼児の年齢に応じた育児教室を開催し、健全な発育発達を促すための情報の提供に努めます。
- ◆ 母子愛着の形成及び生活リズム向上を目指し、健康診断や教室・相談・訪問の機会を通して、必要な情報を提供していきます。
- ◆ 乳幼児揺さぶられ症候群、乳幼児突然死症候群、乳幼児事故等を予防するため、健診や教室・相談・訪問の機会を通して、必要な情報を提供していきます。

乳幼児健康診査の実施

- ◆ 発育及び発達の節目の時期をとらえ、4か月児、10か月児、1歳6か月児、3歳児を対象に健康診査を実施し、子どもが健康でいきいきと成長していくことができるよう支援していきます。
- ◆ 健診未受診者に対して、受診勧奨に努めるとともに、幼児健診未受診者全員の状況把握に努めます。

健診事後教室の実施と支援を必要とする乳幼児の個別支援

- ◆ 幼児健診等で支援が必要とされた子どもと保護者を対象に、健診事後教室や訪問・相談等で支援していきます。

乳幼児の成長発達を促すための連携支援

- ◆ 関係機関との連携を図り、疾病や障がいの早期発見に努め、早期療育に繋げていきます。

医療機関の情報提供

- ◆ 保護者が安心して子育てを進めていくために、医療機関の情報を提供し、かかりつけ医の普及に努めていきます。

(4) 健康な生活を送るための生活習慣づくり

生活リズム向上対策の取り組み

- ◆ 健全な発育・発達を促し、生活習慣病を予防するために、「食べて動いてよく寝よう」をテーマに、関係機関と連携を図りながら、生活リズム向上のための啓発に努めていきます。
- ◆ 生活習慣病予防の推進のために、保育園や幼稚園、小中学校との連携を図っていきます。

年齢に応じた望ましい食生活の啓発

- ◆ 年齢や発達段階等に応じた望ましい食習慣の確立のために、具体的な実践方法を啓発していきます。
- ◆ 給食を提供する園や学校において、食物アレルギーのある子どもの状態を把握し、適切で安全な給食の提供に努めます。"

歯科保健対策の取り組み

- ◆ むし歯予防のために、健康教育やフッ化物推進事業に取り組みます。

(5) 感染症対策の推進

予防接種事業の実施

- ◆ 感染症を予防するため、予防接種の啓発に取り組み、接種率の向上に努めていきます。

数 値 目 標

行動計画数値目標

妊娠期を迎えるための経済的な支援					
	事業番号	1-(1)-①			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
不妊治療助成件数(件)	特定 180 一般 50	特定 170 一般 55	特定 170 一般 60	特定 170 一般 65	特定 170 一般 70

妊娠期の適切な健康管理と支援					
	事業番号	1-(2)-①~③			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
妊娠中の喫煙率の減少(%)	2.8	2.6	2.4	2.2	2.0
妊娠中の飲酒率の減少(%)	1.9	1.8	1.7	1.6	1.5
産婦人科医療機関との連携の推進(カ所)	2	3	4	5	5以上

乳幼児の健全な発育・発達のための支援					
	事業番号	1-(3)-①~⑦			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(%)	—	60.3	60.8	61.3	62.0
積極的に育児をしている父親の割合(%)	—	47.2	48.0	49.0	50.0
小児救急電話相談を知っている人の割合(%)	—	61.2	65.0	70.0	75.0
乳幼児揺さぶられ症候群を知っている人の割合(%)	—	94.3	96.0	98.0	100.0
幼児(3歳児)健診の受診率(%)	99.0	維持			

生活リズム向上対策の取り組み					
	事業番号	1-(4)-①			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
21時までに寝る子ども(3歳児)の割合(%)	45	50	52	55	60
運動習慣のある子ども(3歳児)の増加 1日あたりの運動時間(分)	76	80	83	85	90

年齢に応じた望ましい食生活の推進					
	事業番号	1-(4)-②			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
朝食を毎日食べる子どもの割合(%)	99.5	100.0	100.0	100.0	100.0
肥満児(3歳児)の割合(%)	4.8	3	3未満	3未満	3未満

歯科保健対策の推進					
	事業番号	1-(4)-③			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
むし歯のない3歳児の割合(%)	86	87	88	89	90
毎日仕上げ磨きをする親の割合(%) (1歳6か月児)	75	76	77	78	80

予防接種事業の実施					
	事業番号	1-(5)-①			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
1歳6か月までに麻疹・風疹(MR)予防接種を、終了している人の割合(%)	—	87	88	89	90

地域子ども・子育て支援事業（★事業）

< 妊婦健康診査 >

（二一ズ量算定の考え方）

- ・過去の人口の推移と伸び率の資料をもとに算定（妊婦の人数×12回）

【事業番号：1-(2)-②】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
年間延べ受診人数見込み	17,592	17,280	17,028	16,800	16,680
目標受診率（%）	80	82	84	86	88

< 乳児家庭全戸訪問事業 >

（乳児家庭数算定の考え方）

- ・過去の人口の推移と伸び率の資料をもとに算定

【事業番号：1-(3)-①】

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳児家庭数見込み	1,476	1,466	1,440	1,419	1,400
目標実施率（%）	98	維持 			

行動指針Ⅳ 健やかな成長を目指す乳幼児期から中学校までの保育・学校教育・社会教育の充実

社会において自立的に生きる基礎を培うために、学校、園、地域が連携し、子どもの豊かで健全な心身と確かな学力を育てる質の高い保育・学校教育・社会教育を実践します。

1 乳幼児期における質の高い教育・保育を実現します

(1) 教育・保育の確かな基盤づくり

職員研修の充実

- ◆ 乳幼児理解、教育課程、保育内容、コンプライアンス等、多様な視点から研修を充実させていきます。

教育・保育の評価の実施

- ◆ 教育・保育の質を高めるために、各園が適切に評価を行い、教育・保育の改善に努めていきます。

各園の教育・保育環境の研究・改善

- ◆ 乳幼児が興味・関心をもち生き生きと活動できるようにするために、教育・保育環境の研究・改善に努めていきます。

(2) 教育・保育の質を高める保育園、幼稚園、認定こども園の連携推進

合同研修の実施

- ◆ 各園の職員が互いに保育実践を公開し合い、よりよい保育の在り方を追求していきます。

相互体験実習の実施

- ◆ 各園の体験実習を計画的に実施し、職員の専門性の向上を図っていきます。

2 生きる力を育む小中学校教育を追求していきます

(1) 学力の育成を図る基盤づくり

教育機器の適切な配備

- ◆ 小中学校において、電子黒板、パソコン等の整備を拡充し、子どもの興味関心を引き出す授業を目指していきます。

「ふるさと先生」による35人学級の維持

- ◆ 「確かな学びのある子」の育成を目指し、35人学級による個に応じた指導の充実を図っていきます。

教職員の研修の充実

- ◆ 多様な視点で教職員研修の充実を図り、教育の質の向上を実現します。

学校評価の実施

- ◆ 各学校が適切に学校評価を実施し、教育活動や学校運営について、組織的かつ継続的に改善を図っていきます。

学校運営協議会の設置

- ◆ 学校が地域とともにある学校づくりを推進していくために、小中学校に学校運営協議会を設置していきます。

(2) 自他の権利を大切にす教育の推進

自他を重んずる心を育てる教育活動

- ◆ 道徳の時間を中心に、教育活動全体を通じて自他を重んずる心を育てる教育を行っていきます。

男女共同参画意識を高める教育活動

- ◆ 男女が性別により差別されることなく、共に個性と能力を十分発揮できるよう、個人の権利を尊重する教育活動の充実に取り組んでいきます。

豊かな心を育む体験学習

- ◆ 体験学習を効果的に導入し、確かな知識を獲得するとともに、様々な価値に触れる中で、感じたり、考えたり、喜びを味わったりできるようにし、豊かな心を育てていきます。

(3) 子どもの心を支えるための学校と専門機関における相談体制づくり

心の教室相談員の配置

- ◆ 一時的に学校生活に適應できない小学生と中学生を支援するために、心の教室相談員を配置し相談にに応じていきます。

教育支援センターによる相談活動の実施

- ◆ 一時的に登校できなくなった小学生と中学生の支援のために、教育支援センターの機能の充実に努め相談に応じていきます。

3 園児、小学生、中学生の成長・発達を連続的にとらえ、各園、各学校及び地域の連携による教育・保育を推進していきます

(1) 地域を生かした体験学習の充実

伝統行事を後世に伝えていく機会の設定

- ◆ 地域の歴史や伝統行事を学ぶことをとおして、地域のよさを知り、それらを守り伝えようとする気持ちを育てていきます。

子どもと地域高齢者との交流の場の設定

- ◆ 保育園・幼稚園・認定こども園・小中学校と地域組織や地域施設が連携し、子どもたちと高齢者との交流の場を作っていきます。

子どもたちの地域活動参加を促す働きかけ

- ◆ 子どもたちが地域活動へ積極的に参加していくよう、各園・各学校から働きかけていきます。

(2) 共に楽しむ交流活動の推進

中学生と園児との交流体験の実施

- ◆ 日常的な教育活動において、中学生と園児との交流活動を進めていきます。

小学生と園児との相互交流活動の実施

- ◆ それぞれの教育・保育のねらいの達成のために、小学生と園児が活動の場を共有し、交流を深められるようにしていきます。

(3) 保育園・幼稚園・認定こども園と小学校の円滑な連携・接続の推進

各園と小学校の円滑な連携・接続の取り組み

- ◆ 公私立の保育園・幼稚園・認定こども園と小学校の職員による合同研修会を継続し、接続期の教育・保育の在り方を追求し、子どもの成長の機会を保障していきます。

生活環境の変化に関する理解を促す保護者への働きかけ

- ◆ 公私立の保育園・幼稚園・認定こども園、小学校それぞれが、子どもたちが環境の変化を成長の機会としていけるように、子どもの生活環境が変わることについての理解を促す保護者への働きかけに努めていきます。

4 園児、小学生、中学生が心身ともに健やかに成長できるよう支援していきます

(1) 適切な生活習慣の定着を図る健康教育の推進

健康教育の取り組み

- ◆ 健康の保持増進のための教育を各園、各学校において、発達段階を考慮し計画的に進めていきます。

健康被害防止のための教育の取り組み

- ◆ 小学校高学年、中学校においては薬物乱用、飲酒・喫煙防止の教育の充実を図ります。

食育の取り組み

- ◆ 各園、各学校において、「食生活」についての関心を高め、知識を広めるための取り組みを進めていきます。

(2) 地域における触れ合いの場の充実

スポーツに関するイベント・教室等の実施

- ◆ 運動を楽しみながら親子、子どもたち同士が触れ合いを深める機会を提供していきます。

子ども会活動による体験機会の提供

- ◆ 各種体験教室やスポーツイベントを開催し、子どもたちが学びながら触れ合いを深められ場を提供していきます。

(3) 小学生及び中学生の健全育成を図る思春期における教育の充実

中学校思春期セミナー・講座の実施 ☆母子保健

- ◆ 中学生を対象とした家庭教育講座等において、中学生と乳幼児（赤ちゃん）が触れ合う場の提供及び正しい妊娠・出産に関する知識の啓発に努めていきます。

中学校における性体験に関する指導の実施


- ◆ 性体験の危険性を含む、性に関する正しい知識を習得できる性教育の充実を図っていきます。

小中学校におけるキャリア教育の取り組み

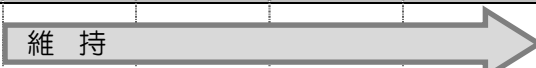
- ◆ 意思決定を繰り返しながら成長し、自らの目指す姿を実現していく力（キャリア発達にかかわる力）が育つように、各学校において到達目標とそれを具体化した教育プログラムを定め、具体的な教育活動の改善につなげていきます。

数 値 目 標

行動計画数値目標

学校運営協議会の設置					
	事業番号	2-(1)-⑤			
	主管課	学校教育課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
市内全校の設置数	全小中 学校	維持 			

男女共同参画の意識の浸透					
	事業番号	2-(2)-②			
	主管課	市民活動推進課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
男女共同参画に関わる児童・生徒への指導を教育活動に位置づけている市内小中学校の割合 (%)	100.0	維持 			
教員に対して男女共同参画の意識を高める研修を実施した市内小中学校の割合 (%)	100.0	維持 			

各園と小学校の円滑な連携接続の推進					
	事業番号	3-(3)-①			
	主管課	学校教育課・幼稚園保育園課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
保幼小合同研修会の回数 (回)	2	維持 			

スポーツに関するイベント・教室等の実施					
	事業番号	4-(2)-①			
	主管課	市民活動推進課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
親子ふれあい体育教室への参加率(%) (年10回、年中～小2の子と親100組)	75	維持 			

中学校思春期セミナー・講座の実施					
	事業番号	4-(3)-①			
	主管課	市民活動推進課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
中学生の講座参加人数(人)	50	50	60	60	70

行動指針Ⅴ 子育てに適した人に優しく温もりのあるまちを創るための環境の整備・改善

安心して子育てができる、人に優しく温かなまちにするために、道路・交通環境、地域環境、防犯体制等の改善・整備に努めます。

1 子ども同士、また親子が、安心して過ごし触れ合いを深められる環境や機会(場)を確保していきます

(1) 子育て・保育のための園庭の整備・活用の推進

園庭開放の拡充

- ◆ 地域の未就園児の親子を対象とした平日午後の園庭開放を拡充していきます。

適切な保育のための園庭環境の研究

- ◆ 園児が主体的に活動する保育を展開するための園庭環境を研究していきます。

(2) 公園整備及び美化活動の推進

利用者の声を反映させた公園整備

- ◆ ワークショップを開催し利用者が使いやすい公園を整備していきます。

親子が使いやすい環境の整備

- ◆ 改修の必要性を判断し、順次計画的に対応していきます。

地域住民が使用する公園の管理

- ◆ まち美化パートナー（地域美化のための住民の協力）による公園の管理を実施していきます。

(3) 自然を体感できる環境整備の推進

自然環境保全

- ◆ 周りにある豊かな自然環境を市民全体で保全していけるよう取り組みを進めていきます。

自然とふれあう機会の提供

- ◆ 自然の中で遊ぶ機会が得られにくい現状を踏まえ、自然体験教室、自然観察、ウォーキングなど、地域のイベントなどを通じ、自然と触れ合う機会を提供していきます。

2 子どもを見守り育てる安全・安心な社会環境を整備していきます

(1) 有害環境排除の推進

地域パトロールの実施

- ◆ 夏休み等の長期休業中期間を中心に、地域住民等の協力を得て地域パトロールを実施していきます。

規制自粛を促進する指導の強化

- ◆ ゲームセンター等遊戯施設の出店について、都市計画法の規制に基づき指導をしていきます。

(2) 安全を守る防犯体制の強化の促進

防犯パトロールの実施

- ◆ 自治会の協力により、地域でのパトロールを行い、子どもが巻き込まれる犯罪を防止していきます。

不審者情報の伝達

- ◆ 「いわたホットライン」を活用し、不審者の情報を家庭・地域へ配信します。

街灯・防犯灯の設置及び点灯の働きかけ

- ◆ 夕方以降の子どもたちの安全確保のために、街灯・防犯灯の設置に努めるとともに、家庭での玄関灯の点灯を働きかけていきます。

「こども110番の家」普及のための啓発活動

- ◆ 地域に呼びかけ、「こども110番の家」参加家庭の増加を図り、登下校時の子どもの安全確保に努めます。

公園の不審者対策の遂行

- ◆ 不審者の通報に迅速に対応し、警察へのパトロール依頼を行い、安全の確保を図っていきます。

(3) 住みやすい地域環境整備の推進

自然と調和した住宅地の整備

- ◆ 地区計画制度を活用し整備に努めていきます。

景観、屋外広告物配慮等の取り組み

- ◆ 景観法・屋外広告物法の規制に基づき指導をしていきます。

(4) 安全・安心な道路交通環境整備の推進

道路整備事業の実施

- ◆ 子どもやベビーカーを押す人のことを考え、段差の解消を段階的に進めていきます。

交通事故多発箇所の改良

- ◆ 歩行者の多い道路を中心に、交通事故の多い交差点の改良に取り組んでいきます。

事故防止対策の取り組み

- ◆ ドライバーに対し安全運転を啓発していきます。
- ◆ 保護者へチャイルドシートの着用を啓発していきます。

通学路の安全確認・安全確保

- ◆ 通学路の合同点検を実施し安全が確保されているか確認します。
- ◆ 学校、地域において危険回避のための指導を実施します。
- ◆ 安全確保のための整備作業を計画的に進めていきます。

数 値 目 標

行動計画数値目標

園庭開放の拡充					
	事業番号	1-(1)-①			
	主管課	幼稚園保育園課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
公立幼稚園における平日午後の園庭開放 年間実施日数(日)	5	6	7	8	9
目標の年間開放実施日数を満たす 公立幼稚園の割合(%)	80	維持 			
地域住民が使用する公園の管理					
	事業番号	1-(2)-③			
	主管課	都市計画課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
まち美化パートナー(協力団体)の 平成28年度時点での合意件数(件)	—	57	平成28年度の状況をもとに検討		

行動指針Ⅵ 特別な配慮を要する子ども・家庭への支援の充実

すべての子どもが、自らの権利が保障され個性やよさを伸ばしていけるようにするために、その子の成長・発達をよく見つめ、個に応じた必要かつ適切な支援を行います。

1 一人一人の成長をよく見つめ、個性を大切にす支援を実現していきます

(1) 乳幼児期からの早期の的確な支援の充実

乳幼児健診時における専門職による相談 ☆母子保健

- ◆ 各種健診時に専門職に相談する機会を設け、発達障がい疑われる場合には、早期に支援を進めることができるようにします。

磐田市発達支援センターの機能の強化

- ◆ 検査、支援の必要性を考慮したうえで、ニーズに見合うように発達支援センターの専門職員を配置し、早期に支援体制が整うようにします。

(2) ライフステージに応じた切れ目のない支援体制づくり

就労支援までの一貫した支援体制の整備

- ◆ 児童発達支援から就労支援までの一貫した支援体制を整備します。
- ◆ 児童発達支援センター、磐田市発達支援センター、関係機関等が連携した地域における発達支援ネットワークの構築を促進していきます。

ライフステージに応じた相談支援

- ◆ 発達支援センターの来所相談・巡回相談、保健師による相談、保育所等訪問支援、障害児相談支援事業、教育相談など、どのライフステージにおいても相談できる窓口を整備します。

サポートファイルの活用

- ◆ 子どもの様子・実態を発達支援センターや関係機関等及び保護者がサポートファイルに継続して記録し、就園・就学指導等に活かしていけるようにします。

(3) 保育園、幼稚園、認定こども園、小中学校における特別支援の充実

各園や各学校における支援体制の確立

- ◆ 発達障がいを含むすべての障がいのある園児・児童の実態を的確にとらえ、個別の指導計画、支援計画を作成するとともに、関係機関との連携により、必要な支援を行っていきます。

職員研修の充実と職員への専門機関による支援

- ◆ 校内・園内における職員研修の充実をはかるために、専門機関・専門職員が計画的に研修の支援を推進します。
- ◆ 保育園、幼稚園、認定こども園及び小中学校と発達支援室・発達支援センターとの連携を強固なものとし、巡回相談が適切かつ有効な支援の機能を果たせるようにしていきます。

(4) 支援者等の専門性の向上

発達支援研修の計画的実施

- ◆ 関係機関の職員や支援者の課題を把握し、現場で活かせる研修を計画的に実施していきます。

発達支援ハンドブックの作成・活用

- ◆ 「発達支援ハンドブック」を作成し、保育園、幼稚園、認定こども園及び小中学校の職員や発達支援に関わる職員が日常の教育・保育において有効に活用することによって、子どもが必要な支援を受けられるようにしていきます。

関係機関職員等の研修の実施

- ◆ 子育て支援センター職員、子育て相談員、養育支援訪問員等の専門性を高める研修を実施していきます。

2 子どもの成長発達に関する知識を広く家庭・地域に浸透させていきます

(1) 保護者・子育て家庭への啓発の推進

保護者対象の支援講座の実施

- ◆ 不安や悩みをもつ保護者を含め、発達支援に関心のある保護者を対象に、子どもへの対応方法などを学ぶとともに孤立感の軽減となる講座を開催します。

成長・発達に関する知識の普及

- ◆ 乳幼児健康診断や乳幼児教室、家庭訪問、子育て支援センターの講座等の機会をとらえ、専門的な知識のある職員が成長・発達に関する相談に応じたり、知識を伝えたりしていくことに努めます。

(2) 地域・社会への啓発の推進

知識啓発のための講演会の企画

- ◆ 発達障がいについての理解を広めるため、一般市民向けの講演会を開催します。

発達支援に関する情報提供

- ◆ 一般社会において、発達障がいについての理解を広めていくために、障がいの表れや適切な対応をリーフレットにまとめ配布していきます。また、IT ネットワーク等を活用して発達障がいに関する情報提供をしていきます。

3 子どもの生命と人権を大切にすることを根付かせていきます

(1) 児童虐待・DV等の防止対策の推進

妊娠期からの児童虐待防止対策の実施 ☆母子保健

- ◆ 虐待の発生を防ぐために、妊娠・出産・育児に不安を抱えている保護者に対して個別支援を継続して実施していきます。また、必要に応じ関係機関との連携に努めます。

要保護児童等対策協議会の機能充実

- ◆ 要保護児童等対策協議会の充実を図り、各関係機関との連携強化に努めていきます。また、支援が必要な子どもに対しては、きめ細かな心身のケアと、再発防止に向けた継続的な支援に努めていきます。

養育支援が必要な家庭の継続的支援

- ◆ 養育支援が必要な家庭に対して、養育に関する指導・助言を行い、当該家庭が適切に養育できるようにしていきます。

児童虐待防止の啓発活動

- ◆ 虐待通報義務についての啓発を進め、早期発見・早期対応・未然防止の取り組みがより確かに行われる地域づくりに努めていきます。

子ども相談室の充実

- ◆ まわりの子どものこと、自分のこと、家族・家庭のことなどについて相談できる子ども相談室の充実とPRに努めていきます。

女性のための相談窓口

- ◆ DV等、人権に関わる深刻な不安や悩みを抱えた女性のための相談窓口を継続していきます。

(2) 子どもの人権を守る意識の浸透

地域での人権意識向上のための取り組み

- ◆ 地域の大人が、子どもの人権や幼児・児童・青少年の育成のために果たすべき役割について考えを深める機会の提供に努めていきます。(オレンジリボン運動)

人権教育の取り組み

- ◆ 学校・園において人権教育を総合的に推進し、自他を尊重し、互いに支え合いながら生活する「共生」の意識を醸成していきます。

数 値 目 標

行動計画数値目標

各園や各学校における支援体制の確立					
	事業番号	1-(3)-①			
	主管課	子育て支援課・幼稚園保育園課・学校教育課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
支援を要する児童に対し、個別指導計画を作成している幼稚園、保育園、認定こども園の割合（％）	71.4	78.6	85.7	89.3	92.9

保護者対象の支援講座の実施					
	事業番号	2-(1)-①			
	主管課	子育て支援課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
保護者支援講座の参加人数（人）	150	150	160	160	170

行動指針Ⅶ 子育てに向き合うことができる就労環境及び家庭生活の実現

男性も女性も子育てに向き合えるようにするため、仕事と家庭生活を両立できる就労環境の実現を企業と家庭に働きかけていきます。

1 企業等が仕事と子育てを両立できる就労環境を整備できるよう支援していきます

(1) 就労環境改善の促進

育児休業等の各種制度に関する情報提供

- ◆ 育児休業をはじめ、育児のための休暇制度を利用しやすい環境を整えていくために企業に必要な情報を提供していきます。

柔軟な勤務体制に関する情報提供

- ◆ 就業時間の調整による残業時間の短縮、フレックスタイムや在宅勤務の導入など、子育てがしやすい環境を整えるための情報を企業に提供していきます。

職場復帰と再雇用の啓発活動

- ◆ 出産や育児で退職した者が、職場に復帰できる制度や新たに再雇用される制度の導入を啓発していきます。

(2) ワークライフバランス定着の促進

企業等への啓発活動

- ◆ ワークライフバランスを意識する企業等を増やしていくよう、その浸透のための啓発活動を進めていきます。

勤労者への情報提供

- ◆ 勤労者がワークライフバランスの意識をもつよう、労働団体等を通じて情報提供をしていきます。

2 家庭生活と働き方を見つめ、子育てや家庭での生活を大切にすることを意識してもらえるよう働きかけていきます

(1) 家庭生活と仕事の両立を実現する意識の向上

家庭への啓発活動

- ◆ 各家庭がワークライフバランスの意識を高めていくよう、啓発活動を検討し進めていきます。

子育て講座の実施


- ◆ 男性、女性の別なく、保護者を対象とした子育て公開講座への参加を呼びかけ、家庭において子育てを大切にすることを意識の向上を目指していきます。

家庭内における男女共同参画意識の啓発活動

- ◆ 男女共同参画の基本理念に根差し、男女が協力して家庭内の役割を果たしていく意識を高めていくよう、啓発活動を検討し進めていきます。

数 値 目 標

行動計画数値目標

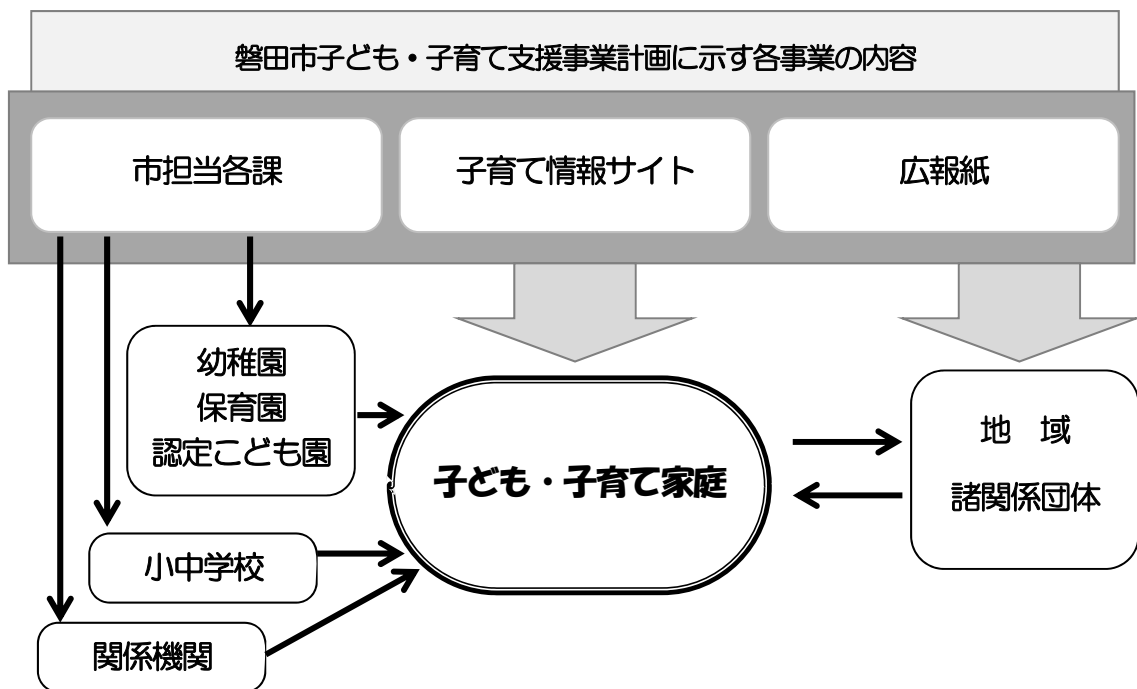
家庭内における男女共同参画意識の啓発					
	事業番号	2-(1)-③			
	主管課	市民活動推進課			
数値目標	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
妊娠中の母親と父親の講座へ参加する 男性の割合 (%)	30	維 持 			

第5章 計画推進に向けて

1 事業計画の周知

女性が安心して子どもを産み、子どもたちが、よりよい環境の中で健やかに育っていく「子育てのまち磐田」をつくっていくために、事業計画を着実に推進していきます。

事業計画を推進するにあたっては、子育て家庭、子育てを支援していく地域、関係機関、関係団体等への周知を図るとともに、広く市民に向け広報活動を積極的に進めていきます。

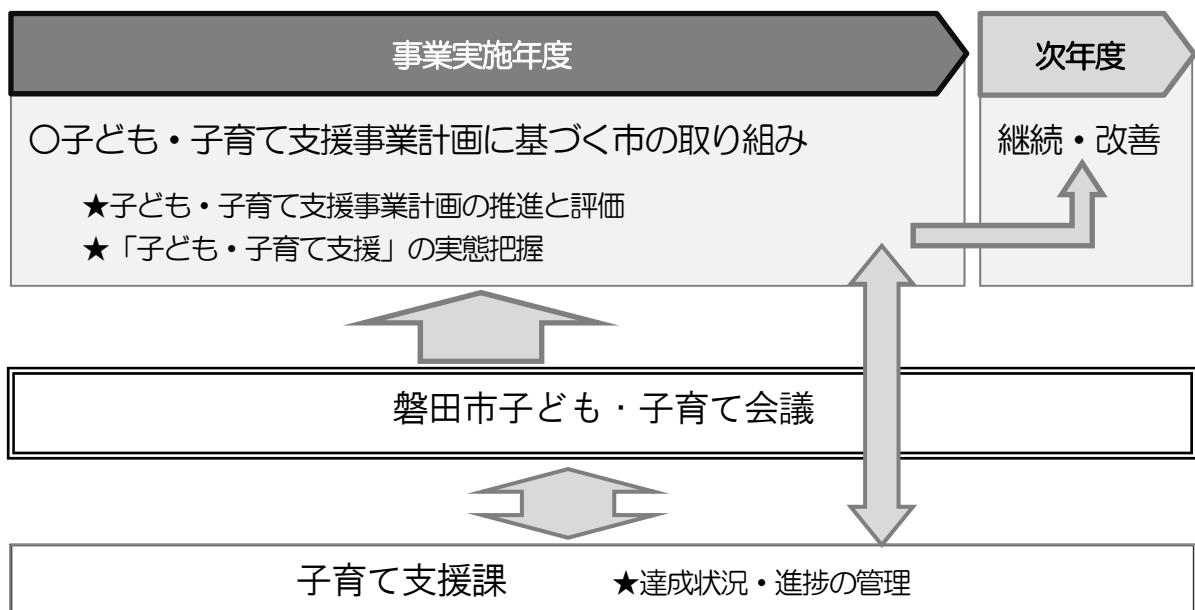


2 事業の評価と行動計画の見直し

事業計画に定められた各事業については、年度ごとに、市関係各課において1年の取り組みを点検・評価し、主管課の子育て支援課がその結果を集約していきます。設定した数値目標の達成度、年度をまたいだ長期の計画についての進捗状況など、事業ごとの評価をもとに、必要に応じて行動計画を見直し、行動目標達成に努めていきます。

3 磐田市子ども・子育て会議

本事業計画の策定にあたり、子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき条例により設置した「磐田市子ども・子育て会議」において行動指針、行動計画等を審議してきました。計画推進にあたっては、同条例に基づき、「磐田市子ども・子育て会議」の意見を踏まえていきます。



資料

1 教育・保育提供区域ごとの教育・保育の量の見込み

*提供区域とは

提供区域A：城山中校区、磐田第一中校区、豊田南中校区、神明中校区

提供区域B：福田中校区、南部中校区、竜洋中校区

提供区域C：向陽中校区、豊田中校区、豊岡中校区

(1) 1号認定（3歳以上：教育標準時間認定）

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
提供区域A	量の見込み合計 ①	1,564	1,540	1,504	1,551	1,590
	提供区域内確保量②（③+④+⑤）	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
	特定教育・保育施設 ③ （新制度に移行しない幼稚園を含む）	2,140	2,140	2,140	2,140	2,140
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤					
②-①（確保量－量見込み）		576	600	636	589	550
提供区域B	量の見込み合計 ①	800	778	780	770	759
	提供区域内確保量②（③+④+⑤）	1,298	1,310	1,310	1,310	1,310
	特定教育・保育施設 ③ （新制度に移行しない幼稚園を含む）	1,298	1,310	1,310	1,310	1,310
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤					
②-①（確保量－量見込み）		498	532	530	540	551
提供区域C	量の見込み合計 ①	696	682	646	639	641
	提供区域内確保量②（③+④+⑤）	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145
	特定教育・保育施設 ③ （新制度に移行しない幼稚園を含む）	1,145	1,145	1,145	1,145	1,145
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤					
②-①（確保量－量見込み）		449	463	499	506	504

(2) 2号認定(3歳以上:保育認定)

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
提供区域A	量の見込み合計 ①	696	687	670	687	705
	提供区域内確保量②(③+④+⑤)	1,147	1,158	1,227	1,350	1,350
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	974	998	1,067	1,190	1,190
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤	173	160	160	160	160
②-①(確保量-量見込み)		451	471	557	663	645
提供区域B	量の見込み合計 ①	490	479	481	470	464
	提供区域内確保量②(③+④+⑤)	504	528	528	432	432
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	504	528	528	432	432
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤					
②-①(確保量-量見込み)		14	49	47	▲ 38	▲ 32
提供区域C	量の見込み合計 ①	324	314	299	303	311
	提供区域内確保量②(③+④+⑤)	323	383	473	473	491
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	323	383	473	473	491
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤					
②-①(確保量-量見込み)		▲ 1	69	174	170	180
【新規事業】 小規模保育事業3 特定教育・保育施設1		0	0	0	0	60

(3) 3号認定(0~2歳:保育認定)

0歳

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
提供区域A	量の見込み合計 ①	167	162	162	158	158
	提供区域内確保量②(③+④+⑤)	181	187	202	220	220
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	168	174	189	207	207
	特定地域型保育事業 ④	6	9	9	9	9
	磐田市認証保育園 ⑤	7	4	4	4	4
	②-①(確保量-量見込み)	14	25	40	62	62
提供区域B	量の見込み合計 ①	90	87	87	84	84
	提供区域内確保量②(③+④+⑤)	49	52	52	54	54
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	49	52	52	54	54
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤					
	②-①(確保量-量見込み)	▲ 41	▲ 35	▲ 35	▲ 30	▲ 30
提供区域C	量の見込み合計 ①	83	81	81	78	78
	提供区域内確保量②(③+④+⑤)	36	56	71	71	71
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	35	55	70	70	70
	特定地域型保育事業 ④	1	1	1	1	1
	磐田市認証保育園 ⑤					
	②-①(確保量-量見込み)	▲ 47	▲ 25	▲ 10	▲ 7	▲ 7

【新規事業】 小規模保育事業3 特定教育・保育施設1	0	0	6	6	29
----------------------------------	---	---	---	---	----

1・2歳

		平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度
提供区域A	量の見込み合計 ①	633	653	678	668	663
	提供区域内確保量② (③+④+⑤)	610	650	686	755	755
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	508	538	574	643	643
	特定地域型保育事業 ④	32	48	48	48	48
	磐田市認証保育園 ⑤	70	64	64	64	64
②-① (確保量-量見込み)		▲ 23	▲ 3	8	87	92
提供区域B	量の見込み合計 ①	322	316	311	305	304
	提供区域内確保量② (③+④+⑤)	189	210	210	214	214
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	189	210	210	214	214
	特定地域型保育事業 ④					
	磐田市認証保育園 ⑤					
②-① (確保量-量見込み)		▲ 133	▲ 106	▲ 101	▲ 91	▲ 90
提供区域C	量の見込み合計 ①	275	281	291	287	283
	提供区域内確保量② (③+④+⑤)	136	176	236	236	248
	特定教育・保育施設 ③ (新制度に移行しない幼稚園を含む)	127	167	227	227	239
	特定地域型保育事業 ④	9	9	9	9	9
	磐田市認証保育園 ⑤					
②-① (確保量-量見込み)		▲ 139	▲ 105	▲ 55	▲ 51	▲ 35
【新規事業】 小規模保育事業3 特定教育・保育施設1		0	0	32	32	88

2 子育てに関するアンケート調査の概要

I 調査概要

(1) 調査目的

磐田市では、子ども・子育て支援法に基づく新たな子ども・子育て支援制度のもと、年間を1期とする「磐田市子ども・子育て支援事業計画」を作成し、計画的に各種の事業を実施することになった。

本調査は、子育てに関する市民の意識や実態、要望等を把握し本事業計画の策定に活かすための基礎資料とすることを目的とする。

(2) 調査設計

①調査地域：磐田市

②調査対象：市内に在住の就学前の子どもがいる家庭

③標本数：3,000人

④有効回収数：2,102人（有効回収率 70.1%）

※ 有効回収数とは、回収数の内、白票や記入年齢が対象外等の無効票数を除いた数

⑤調査方法：郵送配布 - 郵送回収

⑥調査期間：平成25年9月19日～平成25年10月4日

(3) 調査回答者

項目	合計	母親	父親	その他	無回答
回答者数 (人)	2,102	1,978	117	4	3
構成比 (%)	100.0	94.1	5.6	0.2	0.1

(4) 調査回答者居住地の小学校区

項目	合計	磐田北	磐田中部	磐田西	磐田南	大藤	向笠	長野	岩田
回答者数 (人)	2,102	186	143	121	153	55	34	79	26
構成比 (%)	100.0	8.8	6.8	5.8	7.3	2.6	1.6	3.8	1.2

項目	田原	東部	富士見	福田	豊浜	竜洋東	竜洋西	竜洋北	豊田南
回答者数 (人)	71	192	122	139	38	39	103	46	89
構成比 (%)	3.4	9.1	5.8	6.6	1.8	1.9	4.9	2.2	4.2

項目	豊田北部	青城	豊田東	豊岡南	豊岡北	豊岡東	無回答
回答者数 (人)	118	116	100	76	40	9	7
構成比 (%)	5.6	5.5	4.8	3.6	1.9	0.4	0.3

(5) 調査回答者の子どもの学年齢

項目	合計	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	無回答
回答者数 (人)	2,102	333	319	325	307	343	346	129
構成比 (%)	100.0	15.8	15.2	15.5	14.6	16.3	16.5	6.1

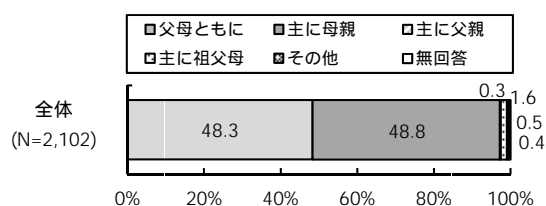
※平成 25 年 4 月以降生まれの子どもは学年齢の 0 歳に満たないため、学年齢区分上は無回答に含んでいる。その場合、全体集計には含まれるが、学年齢を分析軸にしたクロス集計には含まれない。

II 子育てをめぐる現状と課題

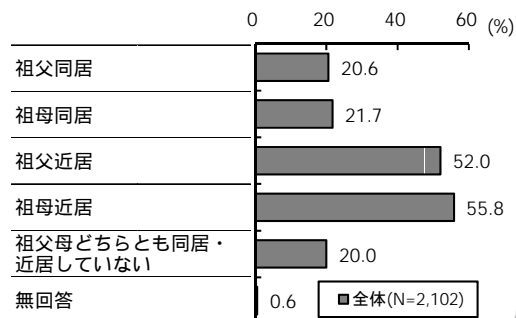
(1) 子育て家庭の状況

- 世帯の平均人数は 4.5 人、子どもの平均人数は 1.94 人であった。
- 子育てを主にしている者は「主に母親」がおよそ 5 割と最も高く、「父母ともに」と合わせると 97.1% を占めている。(図 1)
- 「父母同居」家庭は 93.9% で、父母のどちらかのみが同居（ひとり親家庭）の世帯は 4.4% となっている。
- 祖父母どちらも同居・近居していないという家庭は 20.0% であった。「祖父近居」(52.0%) と、「祖母近居」(55.8%) の割合は高く、ともに半数以上であった。(図 2)

【図 1】子育てを主にしている者



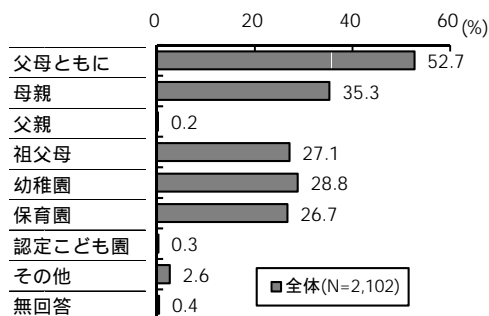
【図 2】祖父母との同居・近居状況



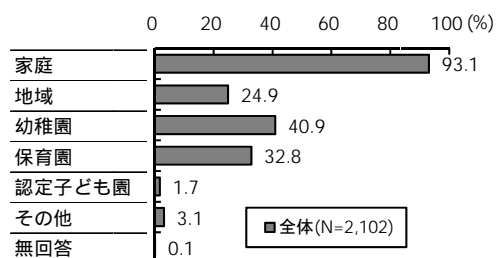
(2) 子どもの育ちをめぐる環境

- 子育てに日常関わっている者は、「父母ともに」が半数以上 (52.7%) を占め最も高い。次いで「母親」が 3 割以上 (35.3%) を占めている。(図 3)
- 子育てに大きく影響すると思う環境は、「家庭」が 9 割以上 (93.1%) を占めている。次いで、「幼稚園」(40.9%)、「保育園」(32.8%)、「地域」(24.9%) の順になっている。(図 4)

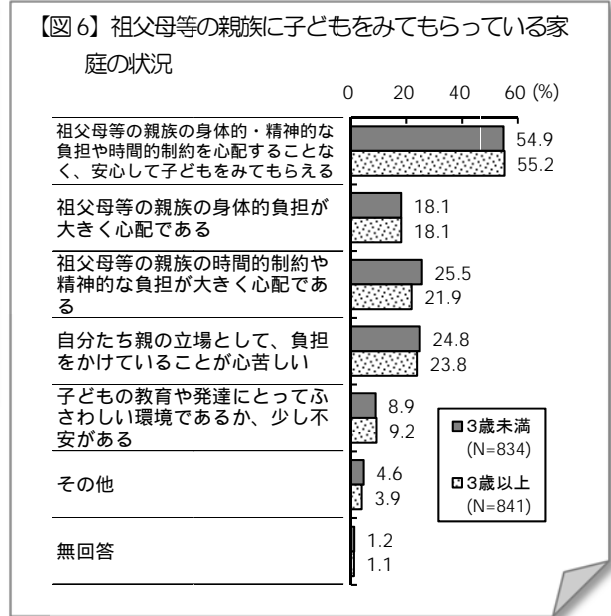
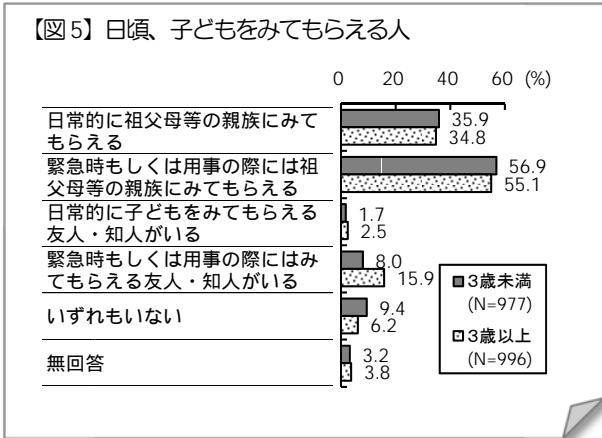
【図 3】子育てに日常関わっている者



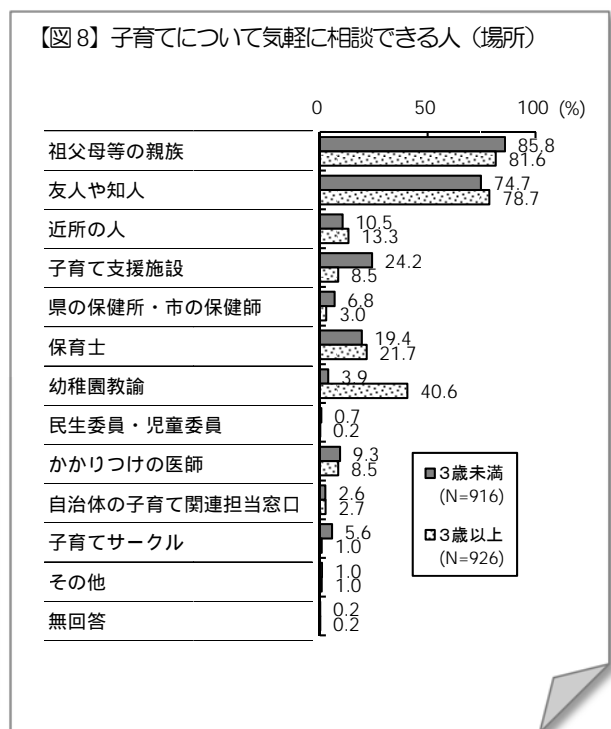
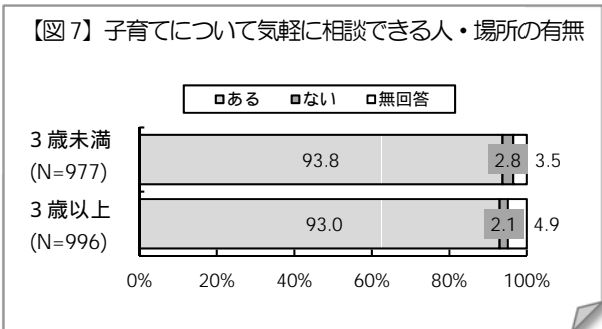
【図 4】子育てに大きく影響すると思う環境



- 日頃、子どもをみてもらえる人については、3歳未満、3歳以上ともに、「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が最も高い（3歳未満：56.9%、3歳以上：55.1%）。(図5)
- 「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が3歳未満、3歳以上ともに二番目に高く（3歳未満：35.9%、3歳以上：34.8%）、祖父母等の親族に預かってもらう人が多いという結果であった。(図5)
- 祖父母等の親族に子どもをみてもらっている家庭の状況としては、3歳未満、3歳以上ともに「祖父母等の親族の身体的・精神的負担や時間的制約を心配することなく、安心して子どもをみてもらえる」が最も高い（3歳未満：54.9%、3歳以上：55.2%）。(図6)



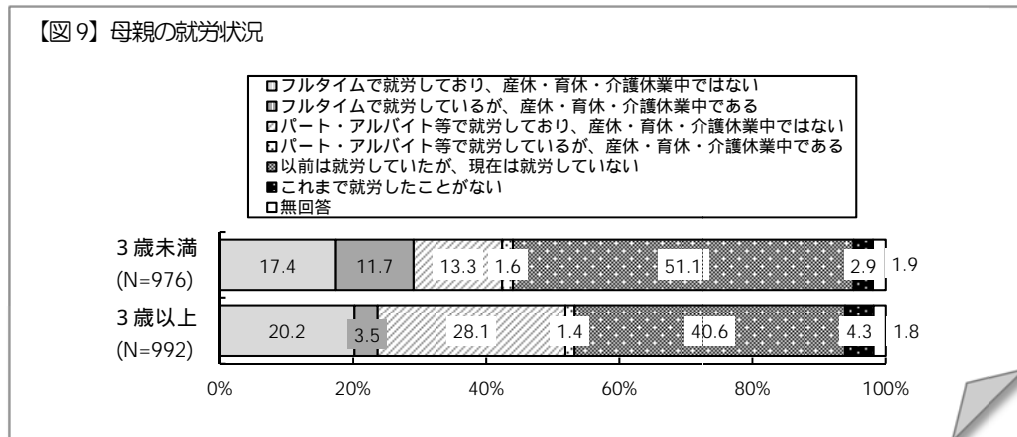
- 子育てについて気軽に相談できる人（場所）は、3歳未満、3歳以上ともに「ある」が9割以上（3歳未満：93.8%、3歳以上：93.0%）を占めている。(図7)
- 子育てについての相談先は、「祖父母等の親族」、「友人や知人」が高く、次いで3歳未満では「子育て支援施設（地域子育て支援センター、児童館等）」、3歳以上では「幼稚園教諭」となっている。(図8)



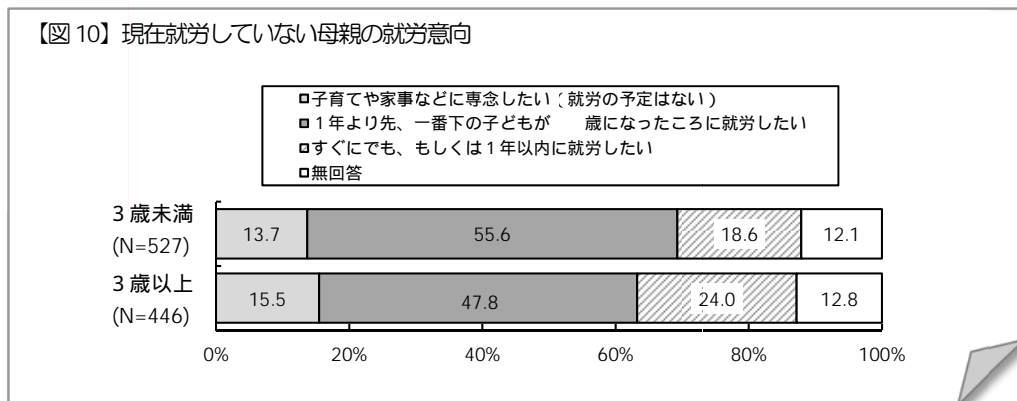
3 保護者の就労状況

(1) 母親の就労状況

- 母親の就労状況は、3歳未満、3歳以上ともに、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が4割以上（3歳未満：51.1%、3歳以上：40.6%）で最も高い。（図9）
- 産休・育休・介護休業中を含んだ『就労している』の割合をみると、3歳以上では5割以上（53.2%）となっているのに対し、3歳未満では4割以上（44.0%）となっている。（図9）
- 1週あたりの就労日数の平均は4.75日、1日あたりの就労時間の平均は6.99時間で、家を出る時刻は「7～8時台」が最も高く、帰宅時刻は「17～18時台」が最も高い。

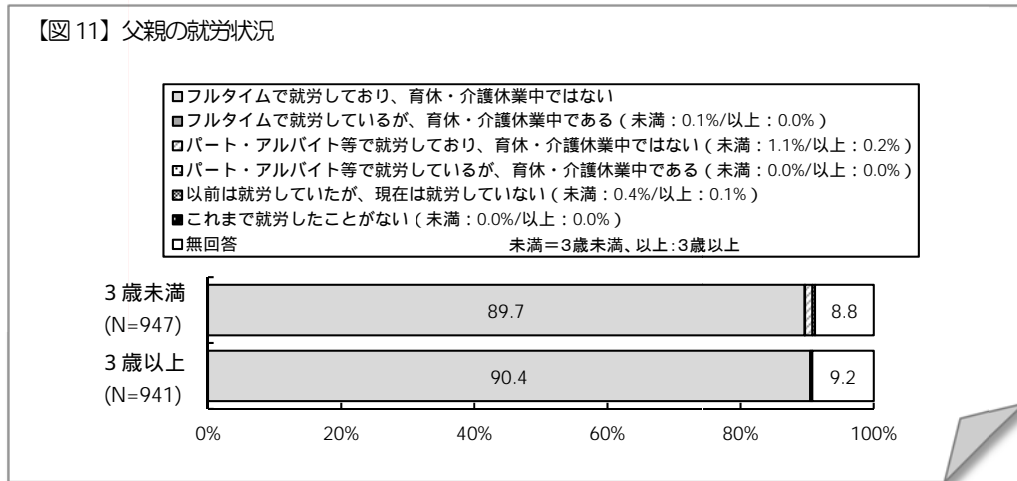


- 現在は就労していない母親の就労意向をみると、3歳未満、3歳以上ともに「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」が1割以上（3歳未満：13.7%、3歳以上：15.5%）となっており、就労希望のある人が7割以上（3歳未満：74.2%、3歳以上：71.8%）を占めている。3歳以上では「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」が2割以上（24.0%）を占め、3歳未満（18.6%）を5ポイント以上上回る結果となっており、未就労者の中でもすぐに就労を希望する人が多いことが分かる。（図10）



(2) 父親の就労状況

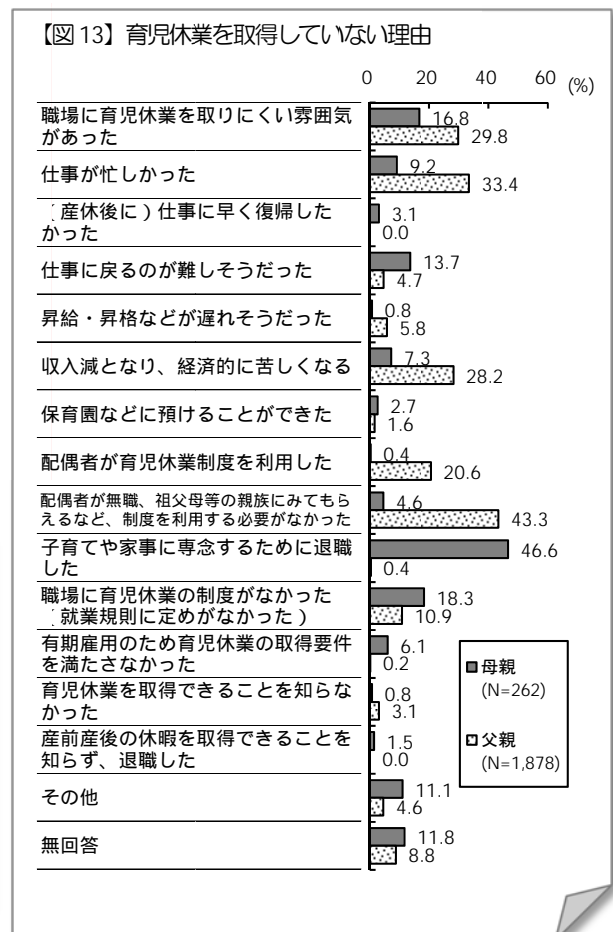
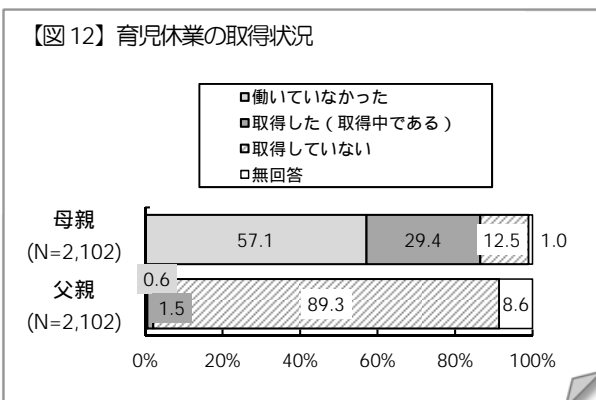
- 父親の就労状況は、3歳未満、3歳以上ともに、「フルタイムで就労しており、育休・介護休業中ではない」が約9割（3歳未満：89.7%、3歳以上：90.4%）を占めている。（図11）
- 1週あたりの就労日数の平均は5.30日、1日あたりの就労時間の平均は10.18時間で、家を出る時刻は「7～8時台」が最も高く、帰宅時刻は「19～20時台」が最も高い。また、帰宅時刻が「21時以降」の人が3歳未満、3歳以上ともに約3割と高く、母親に比べると、父親の帰宅時刻が遅いことが分かる。



4 職場の両立支援制度

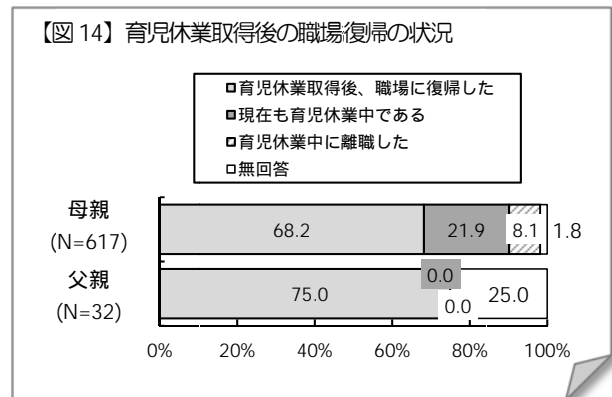
(1) 育児休業の取得状況

- 育児休業を取得した人は、母親では約3割（29.4%）であるのに対し、父親では1割未満（1.5%）となっている。（図12）
- 育児休業を取得していない人の理由をみると、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」が4割以上（46.6%）で最も高く、父親では「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が4割以上（43.3%）で最も高い。子どもが生まれた時に、母親が育児休業を取得もしくは退職して子育てを行い、父親は生まれる前の就労形態を継続している人が多いことが分かる。（図13）

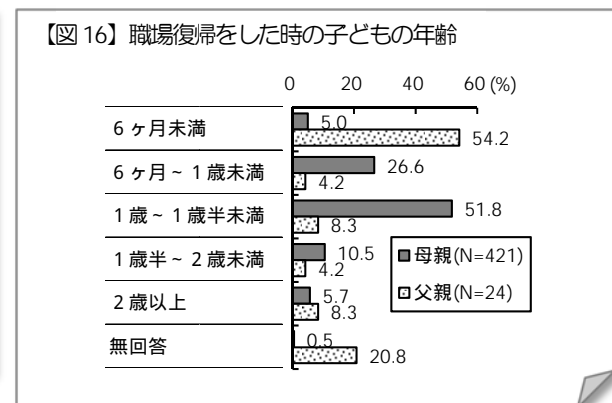
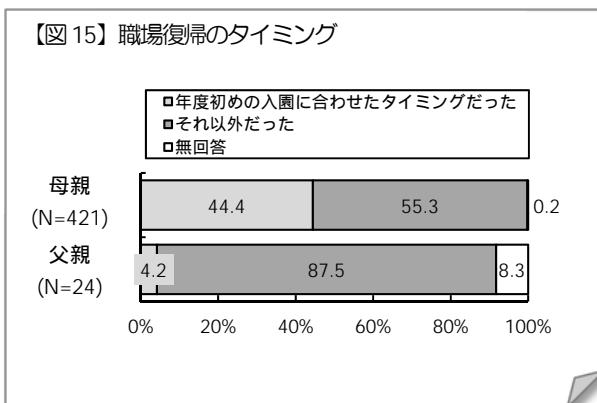


(2) 育児休業取得後の職場復帰状況

- 職場復帰の状況は、母親、父親ともに「育児休業取得後、職場に復帰した」が約7割（母親：68.2%、父親：75.0%）を占め、大半の人が職場復帰をしているものの、母親では「育児休業中に離職した」が1割近く（8.1%）を占めている。（図14）

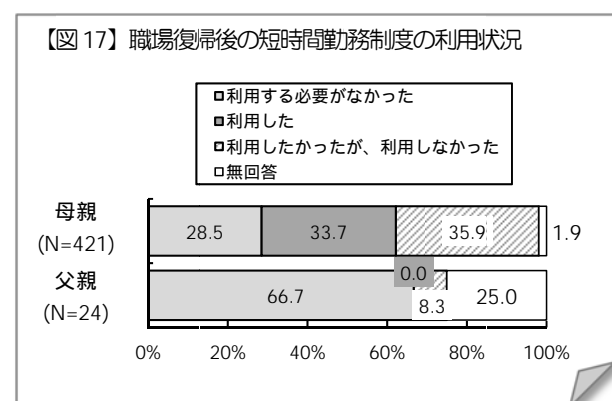


- 職場復帰のタイミングは、「それ（年度初めの入所に合わせたタイミング）以外だった」が最も高く（母親：55.3%、父親：87.5%）、父親では、年度初めの入所のタイミングまで育児休業を取得した人は1割未満（4.2%）という結果となっている。（図15）
- 職場復帰をした時の子どもの年齢をみると、母親は「1歳～1歳半未満」が半数以上（51.8%）を占め最も高く、次いで「6ヶ月～1歳未満」、「1歳半～2歳未満」の順となっており、2歳以上になるまで取得した人は5.7%となっている。（図16）



(3) 職場復帰後の短時間勤務制度の利用状況

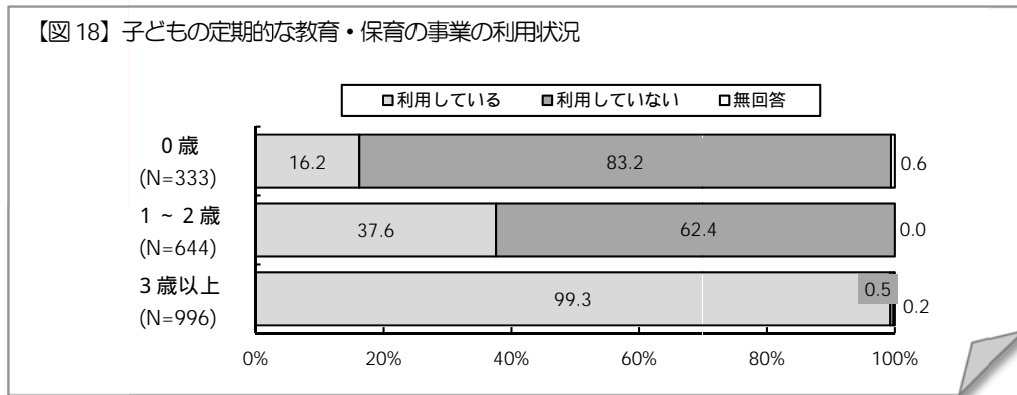
- 母親では「利用したかったが、利用しなかった（利用できなかった）」が最も高く（35.9%）、父親では「利用する必要がなかった（フルタイムで働きたかった・もともと短時間勤務だった）」が大半を占めている（66.7%）。（図17）
- 短時間勤務制度を「利用した」人は、母親では3割以上（33.7%）を占めているが、父親にはいなかった。（図17）



5 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況

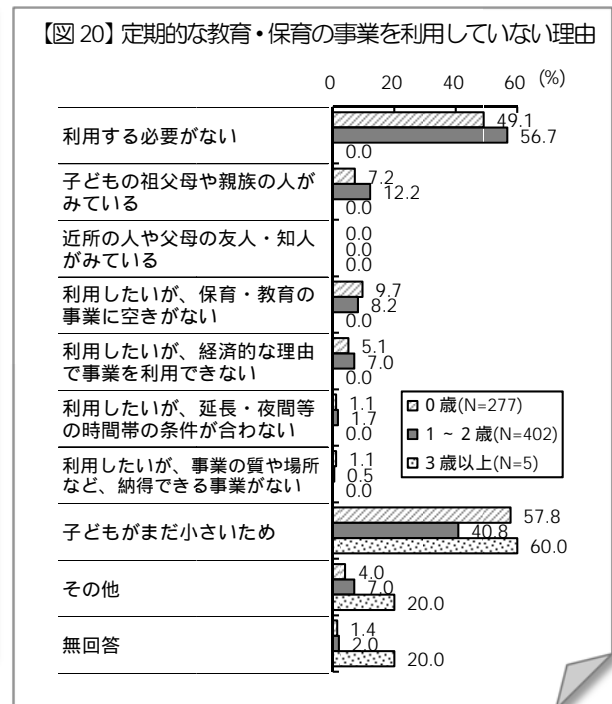
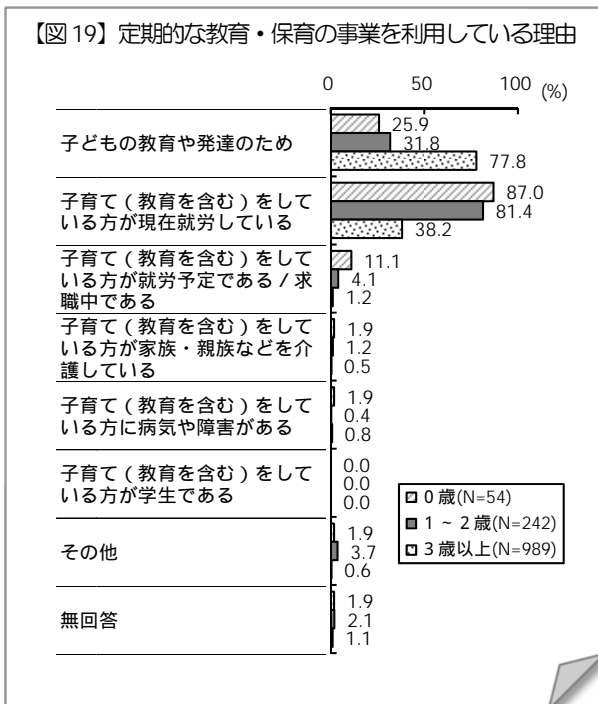
(1) 子どもの現在の定期的な教育・保育の事業の利用状況

○ 3歳以上では「利用している」が大半(99.3%)を占めているのに対し、0歳では2割未満(16.2%)、1~2歳では4割未満(37.6%)となっている。(図18)



○ 定期的な教育・保育の事業を利用している理由は、3歳以上では「子どもの教育や発達のため」が8割近く(77.8%)を占め最も高いのに対し、0歳、1~2歳では「子育て(教育を含む)をしている方が現在就労している」が8割以上(0歳:87.0%、1~2歳:81.4%)を占めている。(図19)

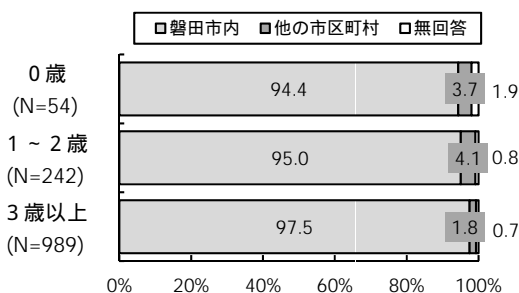
○ 定期的な教育・保育の事業を利用していない理由は、0歳では「子どもがまだ小さいため」が6割近く(57.8%)を占め最も高いのに対し、1~2歳では「利用する必要がない」が半数以上(56.7%)を占め最も高い。(図20)



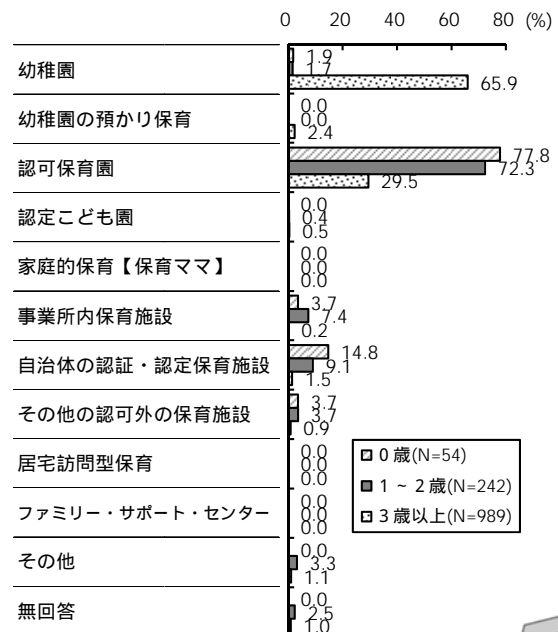
(2) 教育・保育の事業（施設）

- 0歳と1～2歳では「認可保育園」が7割以上（0歳：77.8%、1～2歳：72.3%）を占め最も高いのに対し、3歳以上では「幼稚園」が6割以上（65.9%）と最も高い。（図21）
- 定期的な教育・保育の事業を利用している場所は、いずれの年齢も「磐田市内」が9割以上を占めている。（図22）

【図22】 定期的な教育・保育の事業を利用している場所



【図21】 利用している定期的な教育・保育の事業



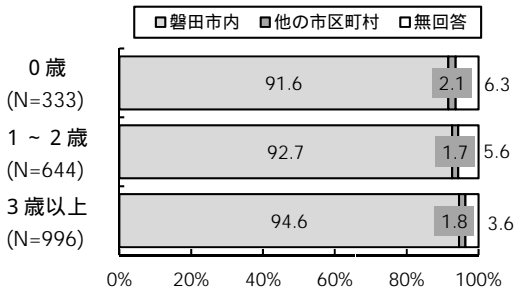
(3) 利用状況

- 利用日数は、平均では1週あたり4.92日となっている。
- 1日あたりの利用時間の現状は、0歳と1～2歳では「8時間以上」が最も高いのに対し、3歳以上では「5～8時間未満」が最も高くなっており、平均では1日あたり7.13時間となっている。
- 希望では、平均では1週あたり4.96日、1日あたり8.05時間と、現状をやや上回っている。

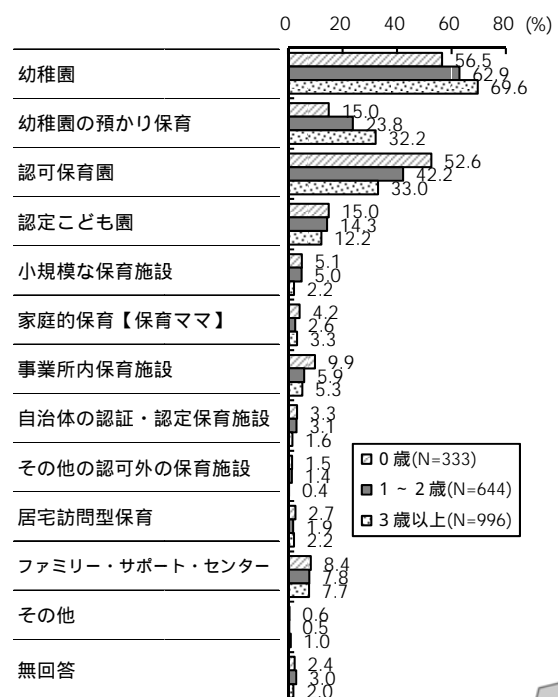
(4) 今後利用したい定期的な教育・保育の事業

- いずれの年齢でも「幼稚園」が最も高く、次いで「認可保育園」、「幼稚園の預かり保育」の順となっている。（図23）
- 定期的な教育・保育を利用したい場所は、いずれの年齢も「磐田市内」が9割以上を占めている。（図24）

【図24】 定期的な教育・保育の事業を利用したい場所



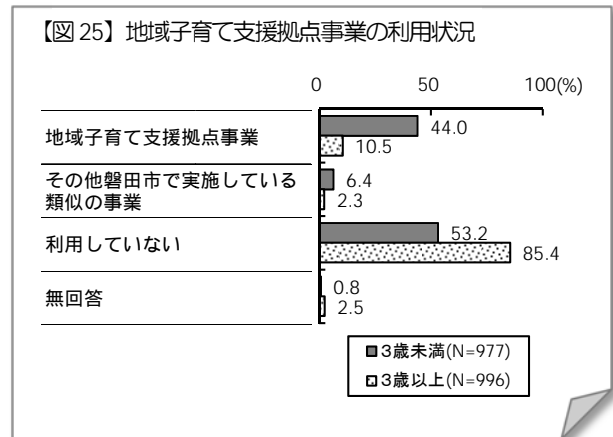
【図23】 今後利用したい定期的な教育・保育の事業



6 地域子育て支援拠点事業の利用状況

(1) 地域子育て支援拠点事業

- 3歳未満では「利用していない」が約半数（53.2%）を占め、利用率は5割未満となっている。3歳以上では「利用していない」が8割以上（85.4%）を占め、利用率は2割未満となっている。（図25）
- 「地域子育て支援拠点事業」を利用している人は、3歳未満では4割以上（44.0%）、3歳以上では約1割（10.5%）を占めている。（図25）その1ヶ月あたりの平均利用回数は3歳未満で4.21回、3歳以上で2.18回となっている。

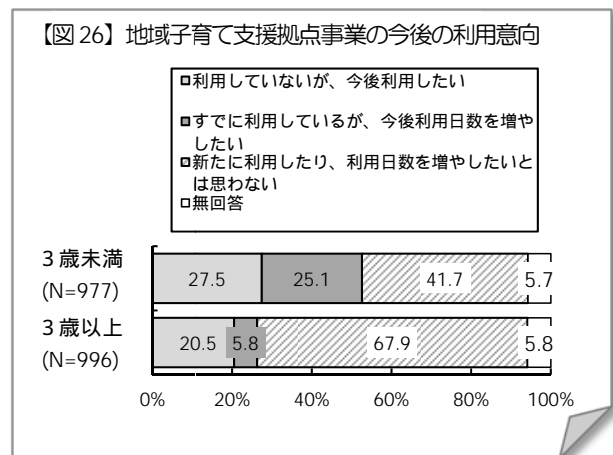


(2) その他磐田市で実施している類似の事業

- 利用率は1割未満（3歳未満：6.4%、3歳以上：2.3%）となっており、その1ヶ月あたりの平均利用回数は2.36回と、地域子育て支援拠点事業と比べると利用頻度は低い。

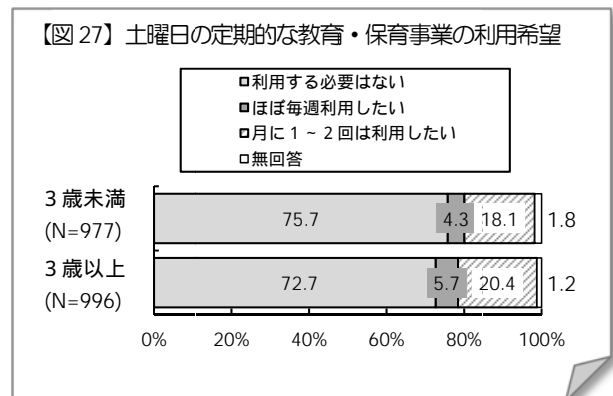
(3) 今後の利用意向

- 「新たに利用したり、利用日数を増やしたりしたいとは思わない」が4割以上（3歳未満：41.7%、3歳以上：67.9%）を占めているものの、「利用していないが、今後利用したい」と新規利用を希望する人が2割以上（3歳未満：27.5%、3歳以上：20.5%）を占めている。（図26）
- 利用意向のある人の1ヶ月あたりの平均利用回数は、新規利用希望者で2.89回、利用回数の増加を望む人では4.75回となっている。



7 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用希望

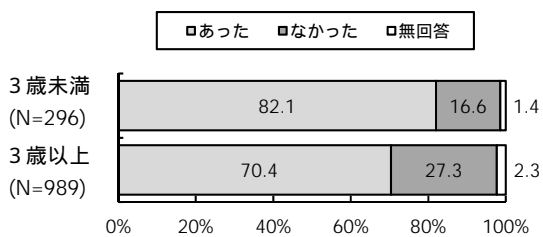
- 土曜日の定期的な教育・保育事業の利用は、「利用する必要はない」がともに7割以上（3歳未満：75.7%、3歳以上：72.7%）を占めている。（図27）
- 利用意向のある人は2割以上（3歳未満：22.4%、3歳以上：26.1%）を占める。希望時間は、開始時刻では、「7～8時台」が最も高く、次いで「9～10時台」、終了時刻では、「15～17時台」が最も高く、次いで「18～20時台」となっている。



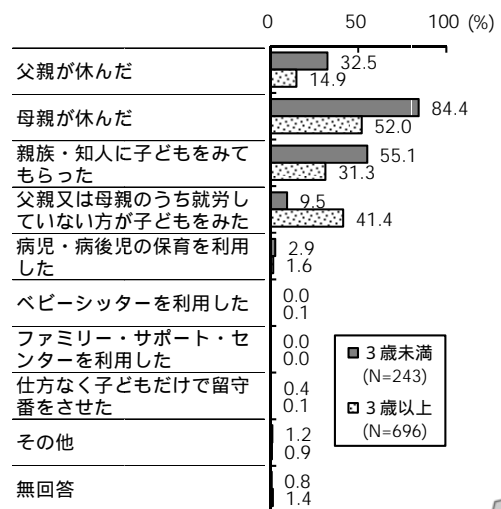
8 病児・病後児保育

- 平日の定期的な教育・保育事業を利用している人で、過去1年間に子どもが病気やケガで利用できなかったことは、「あった」が7割以上（3歳未満：82.1%、3歳以上：70.4%）を占めている。（図28）
- 平日の定期的な教育・保育事業を利用しなかった場合の対処方法としては、3歳未満、3歳以上ともに「母親が休んだ」が半数以上（3歳未満：84.4%、3歳以上：52.0%）を占めているが、「病児・病後児の保育を利用した」人は少ない（3歳未満：2.9%、3歳以上：1.6%）。（図29）
- 年間平均利用日数は、「母親が休んだ」（3歳未満：10.25日、3歳以上：7.77日）、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」（3歳未満：7.05日、3歳以上：8.49日）に対し、「父親が休んだ」（3歳未満：4.44日、3歳以上：3.41日）は少ない結果となっている。

【図28】過去1年間に子どもが病気やケガで平日の定期的な教育・保育事業が利用できなかったことの有無

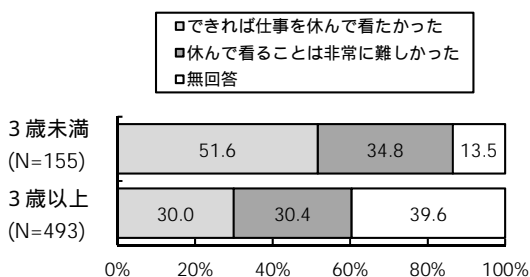


【図29】平日の定期的な教育・保育事業を利用しなかった場合の対処方法

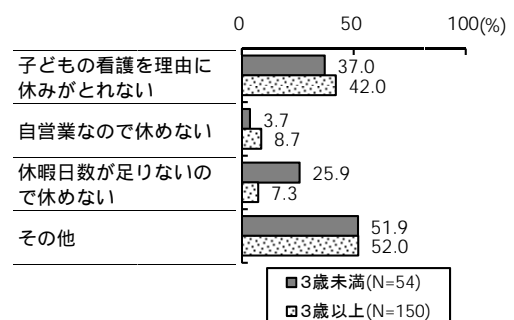


- 子どもが、病気やケガで保育サービスが利用できなかった時に父親または母親が仕事を休む以外で対処をした人の仕事の休暇取得希望は、3歳未満では「できれば仕事を休んで見たかった」が約半数（51.6%）を占めているのに対し、3歳以上では「できれば仕事を休んで見たかった」と「休んで見ることは非常に難しかった」がともに3割程度を占めている。（図30）
- 仕事を休んで看ることが難しいと回答した人の理由をみると、「子どもの看護を理由に休みがとれない」が4割近く（3歳未満：37.0%、3歳以上：42.0%）を占めている。（図31）

【図30】子どもが病気やケガで保育サービスが利用できなかった時に父親または母親が仕事を休む以外で対処をした人の仕事の休暇取得希望



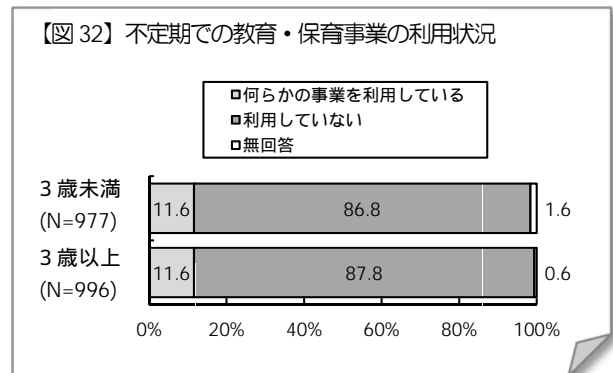
【図31】仕事を休んで看ることが難しい理由



9 一時預かり

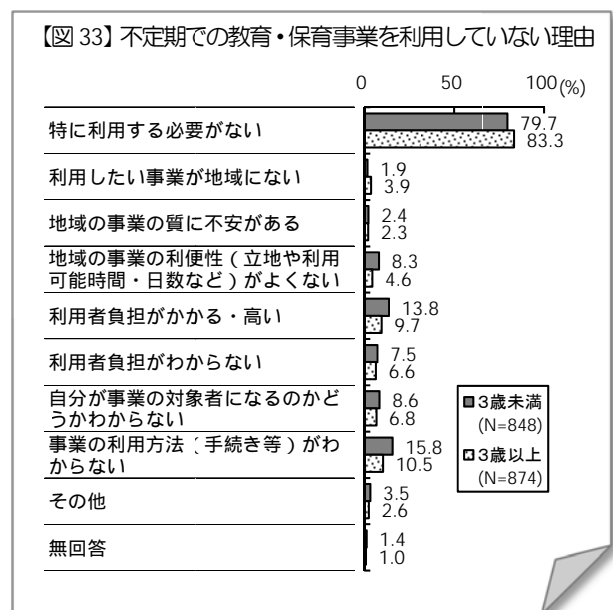
(1) 不定期での教育・保育事業の利用状況

- 「利用していない」が8割以上(3歳未満:86.8%、3歳以上:87.8%)を占めており、利用している人は2割未満となっている。(図32)



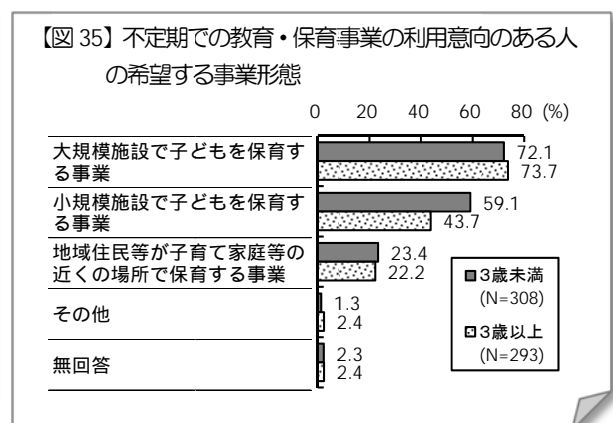
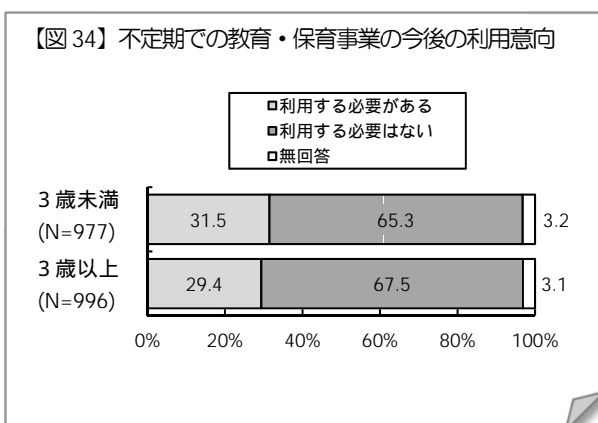
(2) 利用していない理由

- 「特に利用する必要がない」が8割近く(3歳未満:79.7%、3歳以上:83.3%)を占め、突出して高くなっている。また、「事業の利用方法(手続き等)がわからない」が1割以上(3歳未満:15.8%、3歳以上:10.5%)を占めている。(図33)



(3) 不定期での教育・保育事業の今後の利用意向

- 「利用する必要はない」が「利用したい」を上回っているものの、利用意向のある人が3割近く(3歳未満:31.5%、3歳以上:29.4%)を占めている。(図34)
- 利用意向のある人の希望する事業形態は、「大規模施設で子どもを保育する事業」が7割以上(3歳未満:72.1%、3歳以上:73.7%)を占めている。(図35)



10 放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

（1）小学校低学年時の放課後に過ごさせたい場所

- 「自宅」が約6割（58.9%）を占め、放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、3割以上（35.0%）を占めている。（図36）
- 放課後児童クラブ（学童保育）の週あたりの利用希望日数の平均は4.25日で、利用を希望する時間は、「17～18時台」が最も高い（76.8%）。

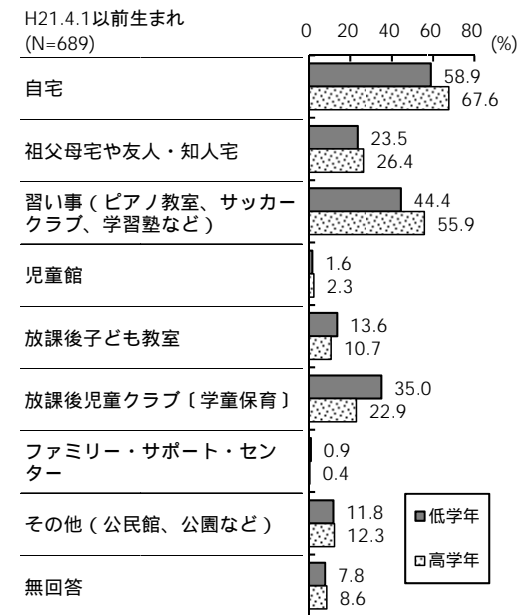
（2）小学校高学年時の放課後に過ごさせたい場所

- 「自宅」が6割以上（67.6%）を占め最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」が半数以上（55.9%）、「祖父母宅や友人・知人宅」が2割以上（26.4%）の順となっている。放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向は、2割以上（22.9%）を占めている。（図36）
- 放課後児童クラブ（学童保育）の週あたりの利用希望日数の平均は3.89日で、利用を希望する時間は、「17～18時台」が最も高い（74.7%）。

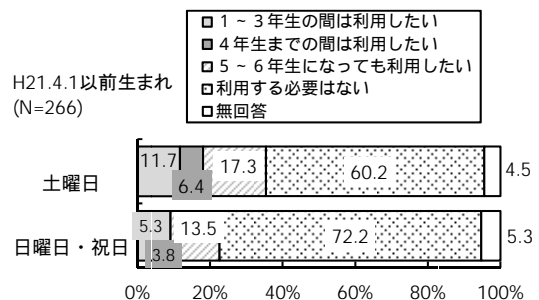
（3）土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）

- 土曜日の放課後児童クラブの利用意向は、「利用する必要はない」が約6割（60.2%）を占め最も高い。（図37）
- 日曜日・祝日の放課後児童クラブの利用意向は、「利用する必要はない」が7割以上（72.2%）を占め最も高い。（図37）

【図36】 小学校の放課後に過ごさせたい場所

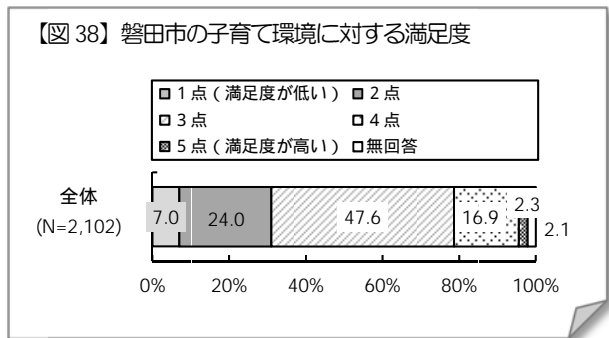


【図37】 土曜日・日曜日・祝日の放課後児童クラブ（学童保育）の利用意向

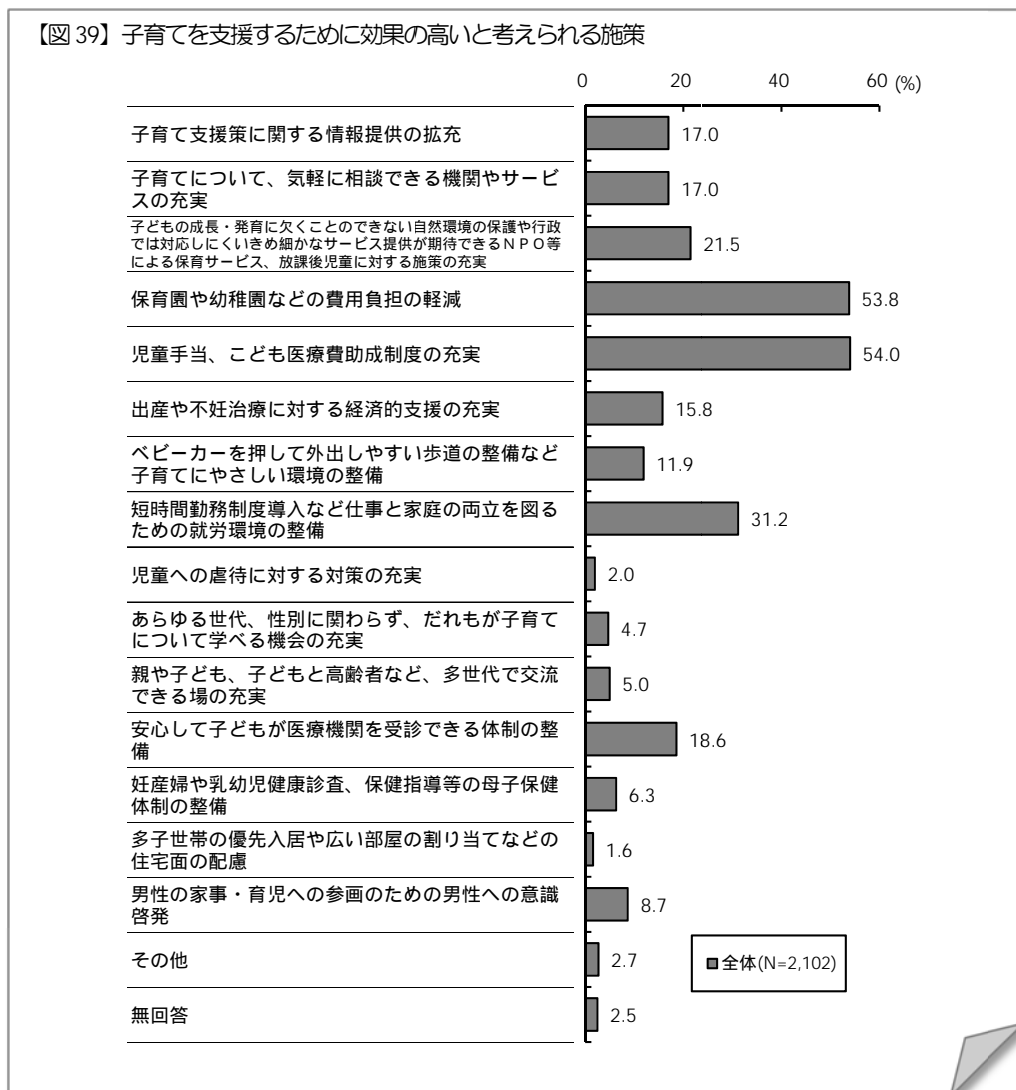


III 子育て環境及び施策に対する思い

磐田市の子育て環境に対する満足度は、真ん中の「3点」が47.6%と大半を占めている。満足度の低い「1~2点」が満足度の高い「4~5点」を上回っている。評価点の平均点は2.83点となっており、満足度は決して高いとは言えないのが実態と判断される。(図38)



子育てを支援するために効果の高いと考えられる施策は、「児童手当、こども医療費助成制度の充実」(54.0%)、「保育園や幼稚園などの費用負担の軽減」(53.8%) がともに半数以上を占めている。また、「子どもの成長・発育に欠くことのできない自然環境の保護や行政では対応しにくいきめ細かなサービス提供が期待できるNPO等による保育サービス、放課後児童に対する施策の充実」(21.5%)、「短時間勤務制度導入など仕事と家庭の両立を図るための就労環境の整備」(31.2%)、「安心して子どもが医療機関を受診できる体制の整備」(18.6%) については比較的高い。(図39)



3 磐田市子ども・子育て支援事業計画策定の組織

(1) 磐田市子ども・子育て会議

氏名	所属	
山田 悟史	静岡産業大学	会長
高瀬 久美子	磐田市民生委員児童委員協議会	副会長
大石 留美	磐田市立幼稚園PTA連絡協議会	
ロマノスキー敬子	磐田保育研究会(民間部会)	
吉田 達矢 H25.10.24~H26.5.11	磐田市PTA連絡協議会	
永田 敏啓 H26.5.12~	磐田市PTA連絡協議会	
楠瀬 将弘 H25.10.24~H26.11.12	磐田商工会議所(会員企業)	
宮川 正樹 H26.11.13~	磐田商工会議所(会員企業)	
村松 美どり	磐田市社会福祉協議会(子育てサークル)	
横間 正	磐田地区労働者福祉協議会	
座光寺 明	磐田市私立幼稚園協会	
松本 友子	磐田市保育研究会(民間部会)	
井上 佳子	磐田市発達支援センター	
山本 小夜子	平成24年度磐田市次世代育成支援推進会議	
藤森 新五	公募	

(2) 磐田市子ども・子育て支援事業計画策定委員会

	課	役職	氏名	役割
1	こども部	部長	水野 義徳	委員長
2	健康福祉部福祉課	参事	大場 隆史	副委員長
3	教育部教育総務課	課長	井下田 覚	副委員長
4	総務部職員課	課長	松下 享	
5	企画部秘書政策課	課長	袴田 浩之	
6	企画部財政課	課長	冲山 均	
7	市民部市民活動推進課	課長	名倉 章	
8	産業部商工観光課	課長	大杉 祐子	
9	教育部学校教育課	課長	中村 忠裕	
10	こども部子育て支援課	課長	山内 秋人	主管課
11	こども部幼稚園保育園課	課長	鈴木 都実世	主管課

(3) 磐田市子ども・子育て支援事業計画策定ワーキング

	課	役職	氏名	役割
1	子育て支援課	課長補佐 兼 G長	高比良 紀恵子	
2	母子保健グループ	G長	武蔵島 公子	
3	子育て支援課 発達支援室	主幹兼室長	佐原 直美	
4	幼稚園保育園課	課長補佐 兼 G長	鈴木 壮一郎	
5	幼稚園保育園課	主幹	鈴木 順子	
6	幼稚園保育園課	主幹	青島 彰	担当
7	幼稚園保育園課	主事	藤澤 裕矢	担当

4 用語の解説

あ行

○ 預かり保育

教育時間終了後、夏季休業等の長期休業時に、幼稚園等で在園する子どもを預かる事業。

○ 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行う事業。

○ いわたホッとライン

携帯電話やパソコンなどのメール機能を利用して、防犯や子育て、イベントなど利用者が希望する項目を選択、登録することで、リアルタイムに情報を受け取れるサービス。

○ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日、利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等で保育を実施する事業

か行

○ キャリア教育

望ましい職業観・勤労観及び職業に関する知識や技能を身につけさせるとともに、自己の個性を理解し、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

○ 教育・保育施設

「認定こども園法」第2条第6項に規定する認定こども園、学校教育法第1条に規定する幼稚園及び児童福祉法第39条第1項に規定する保育所。

○ 合計特殊出生率

15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に生むとした時の子どもの数に相当するもの。

< 合計特殊出生率 = (母親の年齢別出生数 / 年齢別女子の人口) の 15 ~ 49 歳の合計 >

○ 子育て情報サイト

子育て支援センター、児童館、子育てサークル、教育・保育及び託児の情報、子育て相談等、子育て情報に特化した検索しやすいポータルサイト。

○ 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業。

○ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童等対策協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業。

さ行

○ 事業所内保育施設

事業所内の施設等において、自社の従業員の子どもと一定以上の地域の子どもを預かる保育事業施設。

○ 施設型給付

認定こども園・幼稚園・保育所(教育・保育施設)を通じた共通の給付。

○ 自然動態

一定期間における出生・死亡に伴う人口の動き。

○ 児童館

児童に健全な遊びを与えて健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設で、児童の遊びを指導する者(児童厚生員)が児童及び親の援助にあたっている。

○ 社会動態

一定期間における転入・転出に伴う人口の動き。

○ 小規模保育事業

主に満3歳未満の乳児・幼児を対象とし、利用定員が6人以上19人以下で保育を行う事業。

○ 食育

食品の安全性への不信感や、生活習慣病の増加などを背景に、食材や食習慣、食文化、栄養などに関する理解を深めるなど、食を通じて身体や心の健康を育むこと。

た行

○ 多文化交流センター

子育て中の親子が集う場・市民の交流の場の提供、生活・育児等に関する相談・情報提供、子どもたちの学習支援などを行う。

○ 地域型保育事業

0~2歳児を対象とした、定員が19人以下の保育事業。小規模保育事業(6~19人)、事業所内保育事業等がある。

○ 地域型保育給付

地域型保育事業への給付

○ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。「子育て支援センター」と呼ばれている。

○ 出前子育て支援センター

地域の公民館等へ出向いて、地域の子育て親子の交流等の場を開設し、子育て相談等の子育て支援センター機能を果たしている。

○ 特定教育・保育施設

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「教育・保育施設」を言い、施設型給付を受けず、私学助成を受ける私立幼稚園は含まれない。

○ 特定地域型保育事業

市町村長が施設型給付費の支給に係る施設として確認する「地域型保育事業」。

○ ODV(ドメスティック・バイオレンス)

ドメスティック・バイオレンスの略。配偶者間や恋人等、通常「親密」と考えられている男女間で起こる身体的・精神的暴力。また、これが引き起こす家族や親族への身体的・精神的暴力。

な行

○ 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業。

○ 認可外保育施設

保育を目的とする施設で、児童福祉法に基づく保育所としての県知事の認可を受けていないもの(保育事業の実施には県知事への届出が義務づけられている)。

○ 認可保育所

保育所のうち、国が定めた児童福祉施設の設備および運営に関する基準を守り、県知事に認可を受けているもの。

○ 認定こども園

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ施設(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第6項)。

認定こども園は、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行い幼稚園と保育所の両方の役割を果たすことができる施設。

○ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、健康状態の把握、検査計測、保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業。

は行

○ 病後児保育

病気が回復期にある子どもを保育する事業。

○ ファミリーサポートセンター

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業。

○ 放課後子供教室

地域の方々の協力を得て、放課後や週末に小学校や公民館で学習・スポーツ・文化芸術活動などを体験する取組。保護者の就労の有無に関わらず、すべての小学生が利用できる。

○ 放課後児童クラブ（学童保育）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生の子どもに対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業。

や行

○ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業。

ら行

○ 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業。

わ行

○ ワーク・ライフ・バランス

「仕事と生活の調和」と訳され、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる」ことを表す。